

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（４）（13.4定）			
日 時	平成13年12月14日（金）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時37分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	秋山委員長、渡部副委員長、横田・前田・成田・大竹・松本（光） ・ 齊藤（裕）・中島・古沢・新野・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済 ・ 市民・福祉・環境・土木・建設都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に成田委員、中島委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本聖委員が斉藤裕敬委員に、新谷委員が中島委員に、斉藤陽一良委員が佐野委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

◎教育問題について

教育問題についてお尋ねをします。これは一般質問でもやらさせていただきましたけれども、学校の問題です。

学校と組合の分会がいろんな約束事を文書で交わしている、こういうことがわかってきました。

それで、私の立場を最初に述べさせていただきたいと思えますけれども、私は、法に従って正当な労働運動をされることは結構だ、それぞれの立場で活動されるのは、大いにやってくれとは言いませんけれども、ご自由です。そういう立場です。しかし、ルールがないような形でこれが行われているとしたら問題だ、こういう観点から指摘させていただきました。

まず最初に、確認書という問題です。市教委と組合の支部、学校長と分会、それぞれ確認書が交わされているとありますけれども、そもそも、確認書というのはどのような性格を持って、どう位置づけられているのか、詳しくご答弁願いたいと思います。

○（学校）学校教育部長

確かに、学校長と分会、教育委員会と職員団体の間に、それぞれによって確認されたものを文書という形にしている、それは存在してございます。それは、あくまでも労使関係の円満な維持という観点から、長年にわたって存在してきたものでございまして、その中で、分会と校長さんが結ばれたものにつきましては、地方公務員法によるところの第55条に労使にかかわる書面協定の項目があるわけでございまして、それに照らした場合に、分会というのは組合の執行機関と言いたいという道教委の考え方もございますので、そういったことからすると、その結ばれたものについては大変疑義のあるものでございまして、私どもといたしましては、そのことによって勤務条件なり服務関係が担保されるものではない、こういう考え方に立っておりまして、現在、それについては是正を校長会に指導しているところでございます。

○斉藤（裕）委員

つまり、学校長と結ばれた確認書なんていうのは、非常に根拠が薄弱で、確認を結ぶ当事者として非常に疑問があるということですね。そういう考えに立てば、存在そのものが不自然だということになるのですけれども、そこはいかがですか。

○（学校）学校教育部長

今、私がお話し申し上げたのは、法的な関係からのお話でございまして、これにつきましては経過がございまして、大半の学校では、独自の、そういった中身の確認はございませんで、道教委なり局なり、そういったところの

確認に対する追認という形の中での確認文書でございまして、さきほどお話し申し上げましたとおり、労使の円満な関係、そういったことを考えれば、やむを得ない側面がございます。

ただし、さきほどお話し申し上げましたとおり、その確認書そのものの効力については大変疑義があるところでございますので、それについては是正を求めているということでございます。

○斉藤（裕）委員

今回、いろいろな方から情報が寄せられました。部長は、ただいまの答弁で、労使関係の円満な維持ということが目的で、長年の経緯で確認書が交わされていると言いますけれども、あれも無茶なのです。確認書があるから、確認事項だったからこうだとか、例えば先に帰ってしまうとか、そういうことが行われているという情報が寄せられるのです。全く円満な維持にはなっていない、こう思いますが、そのことについてお答え願いたい。

それと、市教委が把握されている中で、小樽市内の小中学校で確認書というのは何校で交わされていますか。何校、何枚ということを示していただきたい。

○（学校）総務課長

学校数につきましては、まだ詳細には把握していないのですが、内容につきましては、労働条件にかかわる勤務の関係、服務の関係、それから、委員がお話しになりました出退勤に関する、おおむねそういうことについて確認しているというふうに考えております。

○（学校）学校教育部長

今ご指摘の円満な維持になっていない、こういうお話でございましたけれども、冒頭にお話し申し上げましたとおり、このことによって服務関係が担保される、こういう考え方に立ってございませんで、このことで職員の出退の関係がルーズになっているとすれば大変問題があるところでございますので、そのことも含めて指導を強めている、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

私は確認書なるものも見たことがありませんから、皆さんの答弁を信じて論議するしかないのですが、確認書の件数というものを把握していないというのはおかしいのじゃないでしょうか。なぜかというと、昨年行われた調査というのは、市教委がいったん各学校の調査を集約して道教委に上げたものではないでしょうか。だとするならば、道教委が集約した事実というものの、1つ1つの個別の事例というのは少なくとも市教委は把握しているはずなわけです。まさか、各学校から市教委が集約したものを、目をつぶりながら封筒に入れて送ったなんという話にはならないわけですから、この辺はもう一度正確な答弁をしていただきたい。

○（学校）総務課長

確認書そのものを集めたわけではなくて、調査票の中に、どういう内容がありますかということで、記述したものが提出されているということで、確認書そのものがどういう形で存在するか、私どもとしては、内容的には書いてありますが、学校と分会の間で交わされたものについては現物は見ていない、そういうことで、どのくらいの件数があるかというのは確認していない、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

なぜそんなに神経質になるのか、私はわかりません。少なくとも、道議会資料の中では、後志管内で、学校と分会で締結した確認書がある学校数でいけば43校、中学では24校となっているわけです。この中で小樽の学校は何件ですかと尋ねているわけですから、こんなものは隠す必要もないのではないのでしょうか。

○（学校）学校教育部長

後志の局の方でどういう発表をしたか、わかりませんが、確認書の中でも、問題のあるものと問題がないもの、そういうものに分かれるのだらうと思うのです。恐らく、局の方で発表したのは、そのうち問題のある確認書の部分について何校、こういう発表だと思うのですが、確かに、小樽の方からも、確認書の関係について

は調査項目にもございますので、上げてございますが、そのうち何校がその中に入っているかというのはつかんでいない、そういうことをさきほどから総務課長が申し上げているところでございまして、私の記憶している限りでは、すべての学校とは申しませんけれども、大半の学校でこういう形のものがあるというふうには聞いております。

○斉藤（裕）委員

教育関係者の方なのでしょうけれども、寄せられた情報によりますと、今の答弁にあったように、全部の学校にそれぞれ存在しているのではないかという指摘もある。また、他の情報では、今まで見たこともないということもありました。確認書の存在自体を知らないという情報もありました。

しかし、ここで問題なのは、それを長年放置してきたということではないでしょうか。部長の前段の答弁のお考えによると、追認という内容であれば、こんなものは学校単位でやっていく必要はないわけです。しかも、確認書を交わす主体として認められないということになれば、これは非常に不自然な話であって、服務又は勤務時間の問題もここに書かれているとしたら、これは単に労使間の問題のみととらえていいものなのか。

私は、今、小学生の子どもが2人います。学校に通っています。私の子どもが通っている学校で分会と校長先生とでどんな約束事があって、何時から出ていっていいのだとか、これは休息时间だとか、きっと何分かずれているんでしょうね、どんな取組をしているか、我々親としてはわからないわけです。例えば、全道一律又は小樽市内一律という約束事があるのであれば、それは教育のある意味での公平な時間割ということになるかもしれないけれども、学校単位でてんでばらばらという話になりますと、そこにいるのは子どもじゃないですか。子どもが受ける教育サービスがまちまちになるという、おそれさえあるわけです。

ですから、この確認書の実態というのは、皆さんは、追認だから問題はないのだとおっしゃっている、余り影響がないと言わんばかりですけれども、私たち父母の立場からすれば大いに問題ですよ。これは実際に調査しましたけれども、ある学校では、授業が終わったら、先生が学校自体におられないのです。私はこの目で確認しましたが、真っ暗です。そんな学校すらある。

確認書の中身というのは、我々は労使関係に介入しようなんて思っていないですよ。だけれども、私は、決まったことを教えてもらう権利があると思います。その辺はいかがなのですか。

○（学校）学校教育部長

私が教育委員会に参りまして3年ちょっとになりますけれども、私が学校教育部長で行ったときに、こういう確認なるものは実はわからなかった。これを知ったのは、勤務時間中の組合活動にかかわる実態調査をやっている中で、その項目の中にこういった関係のものがございまして、その中で、学校から報告があって実態を把握したということでございます。

その内容を見ますと、大変いろんな内容がございますけれども、多いのは勤務条件にかかわる関係で、これにつきましては、さきほどお話し申し上げましたとおり、このことによって服務関係あるいは勤務時間等が保障されるのではなくて、このことにつきましては、昨日、おとといの校長会でも私はお話ししたのですが、あくまでも、公務員の場合の勤務条件なり服務というのは法定主義でございますから、法に基づいてそのことが担保されているのです。

したがって、それと整合がとれないような内容のものであれば、これは見直さなければだめだ、ぜひこの機会にそれについては是正をしていただきたいと。委員が今ご指摘のように、各学校によって勤務時間なり服務関係がまちまちというのは大変なことでございますので、これについてはぜひこの機会に改めていただきたいと。確認文書の件についてのお話でございますけれども、こういうことを申し上げました。

同時に、勤務時間中の組合活動を含みます服務の関係につきましては、本会議でもお答えしたところでございますけれども、本年に入ってそういったことは是正されたと聞いてございますので、私どもとしては、今後とも、こ

の関係についてはきちっと履行されるように指導をしてまいりたいと考えております。

○齊藤（裕）委員

様式は少し違うと思うのですがけれども、法と整合性がとれないものなんていうのは、是正するのじゃなくて、不存在ですよ。存在すべきものじゃないのです。私はそう思っている。これは常識的に考えたってそうだと思います。

部長は、確認書の存在がわかって、その内容を見れる立場にあるわけです。しかし、子どもが理解するとは思いませんけれども、我々親の立場、父母の立場としては非常に気になる場所なのです。私の持論は、学校は人の目にさらされるべきだと思いますし、学校が選ばれる時代というのがどんどん進むというのは一昨年来申し上げていましたけれども、そういう考えですから、決まったものは見せていただきたい。何が決まっているのですか。服務の関係なんて特にそうですよ。どういう位置づけなのか。休憩時間、休息時間の取扱いだってまちまちじゃないですか。

私の事務所の向かいに支部がありますけれども、先生だろうと思いますが、どうしてこの時間に集まれるのかなと不思議に思います。恐らく、休暇の届けなんていうのはしていないのだろうとみんな思っています。何でそんなことが1つの職場としての学校で許されるのかなというのが私たちは常日ごろ疑問だったのです。

しかし、実態を調査するということは、いろいろデリケートな問題があって、一議員の権限が及ぶとか、いろいろなことがありますから、なかなか数字的な掌握というのはできなかったのです。ところが、今回、道教委の1つの調査の結果が今、上がってきたわけですから、これはこの時期に一気に正常に戻す、こういうことでないですか。イデオロギーとかそんなことじゃないですよ。職場としてどうなのだという話ですから、この辺は教育長にご答弁願いたいと思います。一気に、修正、リセットボタンを押せるかどうか。

○教育長

一気に解消すべきであるという、そのご主張はよくわかりますが、各学校の実態を考えると、長い間、そういう形で、例えば、校長さんが着任したときに、着任交渉として、前校長までにされた確認は尊重しますかと聞かれて、尊重しますという答え方をして、ずっと経過してきたものでございます。

中身は、大きく分けて3つありまして、勤務条件にかかわるもの、それから、主任制にかかわるもの、そして教育課程にかかわるものです。

一番最後の教育課程にかかわるものは、例えば、国旗・国歌ににかかわる確認書がございましたが、小樽市教育委員会が積極的に勉強いたしましたので、すべての学校においても追認ということがなくなりまして、廃止をいたしました。

主任制にかかわっては、21項目の協定書がありまして、それについて現在、精査中であるということで、これは残っております。

勤務条件にかかわるものについては、道の教職員課の指導がございまして、不存在とおっしゃいましたが、法の趣旨を損ねるもの、こういうものの存在を認めるわけにいかないというわけで、指摘のあった調査項目の中から、何校か、ちょっと正確な数は出せませんが、これは廃棄しますということで教職員課が組合の本部の方に通告をしておりますので、そういう形で、学校までそういうことが知らされていて、それは無効になっております。

しかし、基本的に、まだ残っている項目が幾つかございますので、それは現在、精査継続中がございまして、これは、平成12年の4月から12月までを対象にして、その最終報告が12月6日に道文教委員会に報告されたものです。これについては入手しておりませんが、入手いたしましたら、それに基づいて、また各学校を指導してまいりたいと考えております。

現時点では、昨年1月から3月までの調査項目の中で、勤務時間内に不適切な行為があったという数が報告されておりますが、実はその資料も私どものところにまだ参っておりませんが、そのことについては、既に是正の指導

をしておりまして、現在、部長が答えたように、例えば、勤務中に組合活動に出る場合は年休をとりなさいといったような指導を含めて指導しているところでございます。

お答えいたしましたように、昨日は中学校、その前日には小学校で、教職員の言動、勤務時間中における年休の取扱い、それから、校長の指示はすべて職務命令であるから、教職員にそういうことの認識をはっきりさせることの指導についてお話をしたところであります。

○斉藤（裕）委員

教育長にもう1つお尋ねしたいのですけれども、いろいろな地域によって学校の運営の方法というのが多少違う。例えば、通学路の問題であるとか、その地域によってそれぞれ状況が若干違う、これは理解できます。しかし、我々父母からすると、それぞれの学校でどんな形になっているのかというのはわからないわけです。これは教えてもらっておかしなことですか。我々は、それがいいとか悪いとかと言う気持ちはないのです。それは労使間の問題ということもあるのでしょうか、それは立ち入れるかどうか、非常に微妙な話です。しかし、決まったことというのは我々に知らされるのが当然だと思うのです。この辺はお示しいただきたいのですけれども、いかがですか。

○教育長

教育課程とか職員の勤務時間、あるいは児童生徒の教育については、校長に権限が委任されている事項が非常に多くございます。例えば、授業の終始の時間は校長が定めるというふうになっておりますので、始業時間、終業時間は校長が決定するということになります。それに合わせて、職員の勤務時間、休息时间、休憩時間についても、職員の意向に配慮しながら校長が決める、そういうことになっております。

さて、それをどういうふうに理解していただくか。本来的には、校長が校下のPTAの会員の皆さん、お父さん、お母さん方に丁寧に説明すべきものであると思いますが、そのことについては、校長会で話をして、そういうことの実現に向けて努めてまいりたいと思います。

もう1つの形として、学校評議員制度が全国的にいろいろ研究されております。小樽市でも今、研究をいたしておりますので、そのための管理規則改正を来年3月までに行いたい、そういうめどでもって今、検討しておりますが、その中で評議員制度について規則の改正が行われましたら、翌14年から研究校を設けて、この評議員の在り方について研究していただきたい。そして、その翌年、15年から全校一斉に実施をいたしたい。学校評議員は、校長の諮問に応じて、学校の経営の方針とか教職員の児童生徒に対する指導の在り方とか、いろいろな意見を申し述べる機会として考えておりますので、そういうことも含めて、今、お話のあった父母、市民に対するそういうことの公開について検討してまいりたい、努力してまいりたいと考えております。

○斉藤（裕）委員

教育長はいろいろおっしゃって、そうかなとも思う。対策の大きな流れ、方向性というのはお説のとおりかもしれませんが、今、私が注目しているのは、現場の問題をいかに改善するかという問題なのです。

今回の質問のきっかけというのは、あるお母さんから1通のお手紙をいただきました。その中で、8時35分に子どもを休ませるという電話を今まで何回もしたけれども、1度もいないという話なのです。担任の先生がおられない。そこから始まったのです。

調べてみましたら、先生方の出勤時間というのですか、それが8時40分だったのです。ところが、8時40分だから、今度は8時40分に電話をかけたなら、またいない。それで、1週間に二、三回遅刻する先生がいるということがわかった。それがきっかけなのです。

もともと、そういうことがきちんと示されていたら、まず前段の、8時35分にはいないから、けしからぬという父母の憤りというか、これは当たらないということになって、要らぬ不信感を生じさせないことになったと思います。だから、知らせてください、私たちに、子どもと親に関係することは教えてくださいと言っているのですか

ら、こんなことは各学校に指導してとかという話じゃなくて、すばっと、教えますということでもいいのではないですか。それは市教委が市教委の責任の中で示していただきたい。

学校が何時から始まって、先生が何時に来ているのか、何時に帰るのか、こんなことぐらい示したって何もばちは当たらない。どうせ電話をしたら聞けることなのですから。それを市教委の責任できちんと整理していくということの方が意義が大きいですよ。こんなまちまちなことをやっていただいたら私たちは困る。この辺はもう1度ご答弁してください。

○教育長

今お聞きしたことに驚きました。そういうような事例があるとは思いませんでした。

私が現在心配しておりますのは、積雪の時期になりましたので、恐らく8時から8時20分ぐらいに来る子どもがたくさんいるだろう。そのときに、玄関が開いていて、教職員がそれを迎え入れるような状態になっていなければいけない、そういうふうを考えているものですから、8時40分という話を聞いて驚きました。その辺についても更に学校に聞いて調べてみたいと思います。

○斉藤（裕）委員

発表してくれるかどうか。

○教育長

発表するということは、教職員の勤務がここからですよということを校長先生にお聞きになれば、校長はきちんと説明するのです。発表するのです。

○斉藤（裕）委員

私にも教えてください。

○教育長

はい、わかりました。結果を確認したら、これからきちんと出したいと思います。

○斉藤（裕）委員

服務の部分も含めて、どんな取組がされているのか、教えていただかなければ納得がいきません。これはお約束してください。

○委員長

斉藤（裕）委員に申し上げます。時間が。

○斉藤（裕）委員

まとめます。

重大なことだと思うのは、勤務時間中に組合活動をするのに、口頭で年休処理をしていた、これが小樽市の実態ということです。これについても声が寄せられています。これもどこの学校でもやっている。今はないなんて言っているけれども、これは何十年間もやられていた。教育長のご答弁では、今はないのだから、よかったじゃないか、改善されたのだというように聞こえるのですけれども、そのきっかけというのは、道教委の調査であったような気がするのです。非常に失礼な言い方かもしれませんが、道教委の調査が行われるまでは、市教委の主体性が発揮されていなかったということになりませんか。

私は、この報告を見て、口頭で年休処理をしている、又は管理職に口頭で、行ってくるよと。手続をなさいと言っても無視して行ってしまうような先生というのは信頼できないのです。もし私がそれを目の当たりにしたら、とても非常識なことですから、子どもを託せるのか、預けられるのかなと、そこまで考えてしまうのです。つまり、大きく信頼を傷つけているわけです。

この辺は、厳しい対応をしていただかなければならないと思います。今まで、市教委の権限が及ばなかったのかどうか、わかりませんが、もっと主体性を持って教育の現場の改善に取り組んでいただかなかったら困ると

思うのです。嫌なことかもしれませんが、市教委が頼りないのだという批判さえ寄せられています。それこそ抜本的な対策を早急にとっていただいて改善をしていただきたい、このように思いますので、再度、教育長のお考えをきちんと示してください。

○教育長

教育委員会の力不足で改善が遅々として進まないという状況にある、そういうふうには考えます。しかし、ご指摘の勤務時間中の年休処理につきましても、昨日、一昨日にきちんと校長に指導をいたしまして、年休はその場で処理をすることを改めて確認して指導しております。本当に残念なことでございますので、今後とも、教育委員会としては、教職員の勤務の適正化のために努力をいたしてまいりたい、そういうふうに考えます。

○斉藤（裕）委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○佐野委員

◎交通記念館について

私の方から、交通記念館と住宅の2項目について伺います。

先に交通記念館についてお尋ねをしたいと思います。

交通記念館について、端的に、今年の入館者数は昨年と比較してどうであったのか、まずその点について確認をしておきたいと思います。

○（社教）社会教育部三好主幹

平成13年度の入館者ですが、有料入館者は 5万 6,854人です。平成12年は6万 7,165人でした。1万 311人減っております。達成率としては84.6%になります。

○佐野委員

いろいろ努力をなさってこられたにもかかわらず、1万人ほどの入館者の減少を見た、こういうふうにも、今、報告があったのですが、まだ年度途中ですから、はっきりしたことは言えないと思うのですが、そういったことから考えれば、今年度の赤字額の見込み、予測というのはどのぐらいになるのか。あわせて、伴う累積赤字額はどのぐらいになるのか、そこをお聞かせいただきたい。

○（社教）社会教育部三好主幹

決算が12月末決算でありますので、会社からお聞きしている今の見込みですが、当期損失としては、平成13年度で 1,800万前後、 2,000万を切るかというふうに聞いております。

累積ですが、昨年まで1億 3,000万ありました。本年が 2,000万弱ということになります。

○佐野委員

たしか、記憶によれば昨年2月だったと思うのですが、交通記念館の経営といいますか、累積の赤字解消も含めて、経営改善元年みたいな決意でいろいろな取組がなされてきたということは承知しています。具体的に言えば、社長が山田市長から中松収入役に交代したということが1つです。当然、新社長は改善策ということでさまざまな中身を示しました。

具体的には、館長の廃止とか、テレビとか新聞広告をやめたということとか、冬期間の閉鎖、冬はやめましょうということを決めた。それから、イベントなどを積極的に展開しようということ、道内外のエージェントとか修学旅行のPRに積極的に努めようということで、昨年2月以降、ある意味では大変な努力をしてきた。にもかかわらず、さきほど報告があったように入館者が減少している、累積も増える、単年度赤字も 1,800万ほど出る、こうい

うことなので、いまひとたび、その要因というものをきちんと分析し、どうとらえているのかということを確認しておきたい、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○（社教）社会教育部三好主幹

委員がおっしゃるように、平成12年から、経営改善ということで、平成12年、13年にかけましていろいろなことをやってきました。そういう中で、例えば、経費の削減については、12年度、13年度と引き続き経費の削減をしております。

そのほかに、本年、館としては積極的な意味で4つのイベントを開催しました。このイベントにつきましては、それぞれ特徴がある部分がありますが、おおむね入館者の増員にはなったかなという判断をしております。

ただし、反面では、平日の入館者と申しますか、こういう部分での減少については、いまいち足りなかったかなということもあります。

また、やっている部分では、ホームページの開催で、アクセスは約7,000ちょっとあります。それから、今年の入込み状況で見ますと、団体、子どもという部分での人数が増えてきたということもあります。一面では、6月を中心としました小中学校の見学旅行、修学旅行の入込みについて、いまいち足りなかったという部分もあります。

○佐野委員

今、ご報告があったように、努力はしているけれども、いろんなことがあって入館者数が減ってきている。今、おっしゃることも含めてそうだろうと思うし、1年間、通年でいったら、4か月ぐらいすばっと閉鎖してしまうわけですから、そういったことも減少になる要因なのかなというふうにとらえています。

そこで、参考までにちょっと確認しておきたいのですけれども、小樽市交通記念館もいろんな経緯があって建設されたのですが、たしか、総事業費が44億ぐらいですか、それから、起債が34億で、起債の返済というのは2015年まで、まだ15年間ぐらい払っていかねばならない、ということなのです。

そういった起債と、今の経営の中身は全然別ですよ。別の話だから、交通記念館うんぬんの話じゃないのですけれども、参考までに、起債の返済額というのでしょうか、小樽市で払っていかねばならない部分があるわけですが、その起債の中身というの、建物とか中身はいろいろあると思うのですけれども、総括的に、これから2015年まで、どれぐらい払っていくのか。ここを参考までに示していただきたいと思います。

○（財政）財政課長

交通記念館に係ります起債償還についてでございますけれども、さきほど委員がおっしゃいましたとおり、元利償還トータルで44億8,300万、そのうちまだ6割ほど残っておりますので、13年度以降で約26億の返済となります。そのうちの53%は交付税措置がありますので、実負担としては12億2,000万ほどとなっております。

○佐野委員

年間ベースではどのぐらいですか。

○（財政）財政課長

償還が終わっていく部分がありますので、平均いたしますと、年1億7,000万ほどで、そのうちの8,000万ほどが実負担になります。ただ、償還部分で終わっていくものがありますので、実額としましては、13年から16年までが大体4億円台になります。17年が3億円台になりまして、18年から27年までは1億5,000万ほどずつ返済していくということになっております。

○佐野委員

いずれにしても、まだ大変な返済額が残っている。交通記念館が頑張っても、黒字になって、その分で回す、こういう仕組みじゃないということは、それはそうなのですから、いずれにしても、財政的に大変厳しい中で、気持ちの問題として、これだけの借金を市民の税金で毎年返しているわけですから、立派な交通記念館、市民なり観光客に愛され、また黒字になるような記念館であってほしいものだなと願うのは当然のことだ、こういうふうに思

います。

経営努力は、さきほど言いましたように、頑張ったとは思いますが、しかし、頑張って、1年そこそこで、即、実を結ぶということではないというふうに思います。地道ないろんな積重ね、いろんな努力があって、結果的には入館者が増加していく、経営も安定していく、これは当然だと思います。だから、今、赤字になったから、どうしてくれるのだという話にもならないということは理解します。

なお、現実には中松社長としては陣頭指揮をとっているわけです。一方では収入役という要職をこなしながら、記念館の運営に体を張って先頭に立って頑張っているというのは、随分耳にしていたのですが、現実には現実として、単年度、こういうふうになってきているということを見ると、3年ないし5年の今後の記念館の方向性について、こういう形で努力もむなしくずっと赤字が続くということになっていくと、3年、5年先の記念館の方向性はどうあらねばならないのか。あるいは、その間も含めて、抜本的な改革案というか、そういったことも考えざるを得ないのではないか、こういうふうに、予測というか、考えているのですが、社長としての収入役は、現状も踏まえてどのようにお考えであるか、その考えを聞いて終わりたい、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○収入役

今の佐野委員からの質問でありますけれども、前段の部分につきましては、主幹の方から状況についてご報告申し上げたとおりでございます。

これからの小樽交通記念館としての在り方ということでありますけれども、私も、昨年、今年と2シーズン、社長を仰せつかって、経営に携わってきたわけですが、1つは、去年は、経営改善といいたうか、コスト、それから経費の削減、こんなようなところに主眼を置いて、去年1年間、頑張ってまいりました。結果、販管費で言うと三千何百万ぐらい圧縮させていただいたつもりでございます。しかし一方では、売上げがその分、落ちたものですから、最終的な損失としては3,900万、昨年1期で被ったわけです。

今年は、経費の削減はある程度目鼻がついた、したがって、何とか集客を伸ばそうと。要するに売上げを伸ばそうということでございますけれども、そういうことで、今までやってこなかったイベント関係、具体的には、ゴールデンウィークのときに熱気球を体験してもらおうじゃないかということでやりました。それから、夏休みには機関車トーマスのイベントということで、これは子どもさんたちに随分喜ばれたイベントで、売上げというか、来館者数も随分増えました。それから、秋口には、ファンタジックカーといいたうして、簡単に言うとクラシックカーでございますが、これを三十何台持ってきて見てもらったとか、そういうイベントをやりながら、何とかより多くの皆さんにおいでいただきたいということで、今年1年やってきました。

それからもう1つは、PRということから言うと、築港駅のところに大きな看板があるのです。ホームから観覧車の方を見ていただくとあるのですが、そこに交通記念館の看板も出させてもらいました。それから、JR小樽駅を降りると、あそこに高い四角い塔があると思うのですが、あそこには、天狗山と朝里川温泉と水族館があつて、今年から交通記念館ということで、何とかみんなに認知してもらいたいということもありましたものですから、そんな中で集客を増やしていきたいというふうに思って、この2年間やってきました。

それで、今年の入館者数が減になった大きな要因は、小中学生の修学旅行、見学旅行の数が極めて落ちたということでございます。ですから、そこのところを何とか今まで以上にカバーをしていかなければいかぬなということになってきますと、これは修学旅行生、小中学生だけじゃないのですが、交通記念館に行つて何か体験できないだろうかという、この体験の部分を、14年度以降、交通記念館として考えていかなければいかぬなというふうに思っております。

体験というのは、つくるのもあるでしょうし、さわるのもあるでしょうし、ご自身が操縦するというか、運転するというのか、いろんなことがあると思いますので、そんなことを考えて集客を伸ばしていきたいというふうに思

っております。

それからもう1つ、あの敷地の中は極めて潤いがないといいますか、緑がないという感じでございますので、去年、ソメイヨシノを含めて、桜の木を30本植樹いたしました。これが5年なり10年たったときに、桜がある程度大きくなって、その花の下で家族みんなが敷物を広げてお弁当を食べたり、こういう潤いを持つことができないだろうかということも考えて、去年やりました。

したがって、これから3年、5年先を考えたときに、交通記念館に行って楽しかったということを知ってもらえる、そういうような施設づくりをしていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

それとあわせて、今年の春先、手宮公園の夜桜が極めて評判がよくて、たくさんの人たちにおいでいただいたということで、実行委員会の皆さんに聞きますと、駐車場がないのが困ったというふうに言っておりました。そうすると、あそこの交通記念館の広い敷地、駐車場を含めて、そういったところとタイアップして、地元の皆さんと一緒に何かをやっていけないかということもあります。これはイカ電祭りもそうでありますけれども、そんなことをこれから地元とも一体となっていろいろやっていきたいなというふうに思っております。

これからどうするのかということについて、余り細かくというか、詳しく申し上げられない部分があるのですが、いづれにしても、交通記念館に行って何かを体験し、楽しかったというふうに思っただけのような、そういう施設づくりにこれから頑張ってまいりたいと思いますので、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

○佐野委員

現状を見て、3年、5年先が心配で、抜本策はどうかと聞きましたら、大変勢いのある話ばかりで、そういう意味では安心しました。ぜひ、来年は、今おっしゃられた努力が実って、入館者の増、また経営的にも安定するように期待をしたい、このように思います。

◎住宅問題について

次に、住宅の方に何点かお尋ねいたします。

多分、確認の話ばかりだと思いますけれども、平成12年の第1回定例会の予算特別委員会で、小樽市住宅マスタープランに基づくオタモイの市営団地の整備基本スケジュール等について、ちょっとしつこいぐらいのやりとりをさせていただき、また、さまざまな確認をさせていただきました。

当初は、ご承知のように、老朽化し、居住環境も極めて厳しいあのオタモイの団地について、平成14年度からやりましょうというのが基本計画でしたけれども、本市を取り巻く経済情勢とか住宅事情、勝納住宅の建設先行等々、さまざまな理由があって、オタモイの再生計画は2年遅れで16年度に事業開始、建設を開始するということが当時答弁され、確認をいたしました。その認識は、1年たった今日でもそれでもよろしいかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

○（建都）住宅課長

今、委員が申されたように、前回の市長答弁もございますし、そういった中では、平成16年度を目途に現在作業を進めているところでございます。

○佐野委員

そういう認識なり、計画の変更はないとまず確認をしておきたいと思います。

16年度建設ということになれば、当然、さまざまな事前作業というか、スケジュールというか、いろんなことがあると思いますけれども、ある日突然、建物が建つわけではありません。平成14年度、来年度あたりから、建設に向けて、基本計画とか土地の利用とか住替えの問題とか、いろんなことがあります。そういったことを準備していかなければならないというふうに思うので、大きな意味で14年度以降のスケジュールはどうなっていくのか。細かいことは結構です。大枠を示してください。

○（建都）住宅課長

16年度までの間のスケジュール的な部分ということでございますが、ご存じのとおり、あそこの部分の地形につきましては。

○委員長

恐れ入りますが、もう少し大きい声でお願いできますでしょうか。

○（建都）住宅課長

16年度建設に向けての、その間の具体的なスケジュール等ということでございますけれども、あそこの地区は、ご存じのとおり、斜面的な部分がございます。そういった部分での地形的なこともございますので、16年度までの間には、用地測量、それに伴いまして住棟配置などの基本設計、それに基づきまして実施設計、こういった中で作業を進めていくということになるかと思えます。

○佐野委員

ぜひ、滞りなく事前作業はやっていただきたい、こういうふうに思います。

オタモイの市営住宅のああいう地形、あるいは、ああいう住宅配置になっていますから、ただ、ある住宅を壊して新しく建てればいいという状況じゃない。つまり、市営住宅がオタモイ地域のまちづくりとどうかかわりをしていくのかということも議論の1つだったのです。壊して建てればいいというだけじゃない。

もちろん、現在の土地は、市有地もあれば、道有地もあれば、およそ民有地で、たくさんの地主さんがいて、長い間借りている、それも整理しなきゃならない。あるいは、ある程度の都市基盤的なこともきちっと考えなければいけないというような議論があって、当時、部長は、そういった課題整理を13年度にしっかりやりますと。つまり、何が大事なのか、住宅も含めて、あの辺のまちづくり環境について、13年度に課題整理も含めてきちっと整理しますという約束なのです。全く1年たちました。

まだ4月までありますから、途中なのですけれども、具体的にどういう作業をして、どういう課題を挙げて、どういう考え方に立っているのか、そこのところをきちっと示していただきたいと思います。

○建築都市部長

今までの議会での経緯の中から、16年度着工ということで、いろんな課題を整理しながら進めていこう、こういうふうなことで、さきに担当課長から説明がありましたとおり、準備作業を進めているところです。当然、再生マスタープランの計画の中では、あの地域の公住は相当戸数がありますが、老朽化が激しいということもありまして、建替えという想定をしながら計画を立ててきた経過がございます。

そうしますと、あそこの計画の中で、市営住宅を建てる、あるいは建て替えるにしても相当のこれからの投資が必要になってくるわけです。当然、期間もかなり長くかかるだろうということもあるわけですが、当然のことながら、それだけの投資をするとすれば、ただ建て替えるだけでいいのか、こういうふうな市としてのベースがあるということから、まちづくりも含めて考えるべきだろう、こういうふうなことで議論もされ、今の質問の中にございましたように、民有地が多いとか、現在の土地の用途が10メートルの高さのものに制限されているとか、こういうような問題があったり、あるいは、あの地域全体を見たときに、例えば、上赤岩道線が供用開始をしたことによって祝津とのつながりが非常によかった、言い換えれば、塩谷、蘭島あるいは余市方面からの祝津への回遊といいますか、こんなことも図られていくとすれば、あそこの地域は、どの程度までやるかは別にして、まちづくりというものをベースに考えていくべきだろうということで、たくさんの課題がございます。

そういうような課題を現在、集約しながら、都市計画の用途の見直し、あるいは土地の高度利用、こんなものも含めて、また、民間のサイドでも、施設の改修といいますか、こういった話もございますので、こういうようなものを統合しながら、あの地域をいかにうまく活用するかということで、現在、鋭意まとめをしようということで努力している、そういう状況でございます。

○佐野委員

鋭意努力している過程だと、そんな話で、今、おっしゃられる大きな意味での視点は確かにそうだなというふうには思うのですが、今、おっしゃったことを裏づける形で、より具体的になっているのかなと、そういう思いだったのです、1年かけてやるということだったから。そういう意味では、総論的な話なのかなというふうに思っています。

今日は、これ以上、言いませんけれども、いずれかの時期に、今、おっしゃられたことがよりマスタープラン的にきちっと整理されて示していくということが大事だ、僕は、そういうものは13年度中にやってしまうという話で認識していたものですから、もう少し姿形を見せて明らかにしていただければありがたい、こういうふうに思います。

次に、オタモイとの絡みの話になるのですが、いずれ、16年度以降、一番大きな問題は、土地利用とかまちづくりとか、いろんなことがあるのですけれども、勝納への住宅の移行というのが計画の中に入っています。

多分、平成14年度の秋、来年の秋ごろには勝納の1棟目が完成して、当然、住替え対象地区がオタモイにありますから、20戸なのか30戸なのか、それは制限があって、住替えを一時させて、空いたところをいずれ建て直す、大体こういう大きな流れになるのかなというふうな説明は受けているのですけれども、来年の夏にかけての入居ですから、いずれにしても、オタモイからの住替え者に対する説明なり、希望やら決定、こういう作業を年明け早々にもやっていかなければ厳しいのかなという感じはするのです、スケジュール的に。

そういうときに新たな不公平が出ないようにしなければならない。だれしも新しいところには行きたいわけですから、優先的に行けるわけですから。そうすると、希望者がたくさん出たらどうするのか、抽選にするのか、いろんなことが出てくることが予想されます。

そこで大事なことは、とりあえず、先行して希望者は勝納に行きますよと、しかし、残った皆さん方も、平成16年度、いわゆる平成17年には、住み慣れたオタモイに新しく住宅が建つのですよと、今、勝納に行けなくても大丈夫ですよと、こういうことがきちっと整理されていかなければ、オタモイはどうなるかわからない、勝納に行く人はたくさんいる、行く人行かない人の不公平が生ずるということは、数は小さいようだけれども、実に大きな問題だというふうに僕は思っている。そういう不公平があってはならない、こういうふうに思っていて、年明け早々の話なのかなというふうに思っているのです、それはきちっとした考え方と説明と進め方をやるべきだというふうに思うのです。それはこれからの話だと思うので、まず、それに対しての見解というか、決意というか、きちっとやっていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○（建部）住宅課長

移転計画ということでございます。

委員がおっしゃるとおり、勝納がオタモイからの住替えの移転先、こういうことで位置づけして、今、建設しているわけですが、入居については、11月いっぱい工期ということですので、早ければ8月、遅くとも9月、こういうふうなことで我々は考えてございます。

それに伴います現在の入居者の移転ということで、入居者説明会等々を開いた中で、希望なりを見てきて、最終的に決定していくということになろうかと思えます。そういった中では、不公平にならないようにしなければならない。また、入居者の意向等もございます。また、現在、A、B、Cというような片側の部分がございますけれども、この辺をどういうふうやっていくか、これにつきましては、今のまちづくり的な部分あるいは住棟配置等々の中で、早々に判断していきたいということで、住宅課といたしましては、何とか来年1月中にはそういった準備の方向で作業を進めたいというふうには考えてございます。

○佐野委員

ぜひ、そういうことで頑張っていただきたい、このように思います。

あと一、二点で終わります。

近年、高齢化ということに歩調を合わせるような形、あるいは、こういう経済情勢とか、具体的には年金とか雇用とか、いろんな総合的な要素があって、小樽市の市営住宅の単身用に単身者が申込みをするというケースが随分増えているのではないかと。私どものところにも、独り暮らしで、民間のアパートもなかなか大変だ、なんとか市営住宅に入居できないか、こういう相談が随分来ます。各月ごとの市営住宅の申込状況を随分注意して見ているのですけれども、単身者も入居可なんというのは本当に1戸か2戸というペースでこの1年間ずっと続いているのかなというふうに考えています。

最近、ここ一、二年の単身者入居の募集なり希望なりというのは、どういう状況で推移しているのか。細かい数は別にして、大枠、見解を示していただきたいと思います。

○（建部）住宅課長

単身者用住宅ということでございますが、12年と、13年につきましては、12月の募集が今日で締切りでございますので、その数字を持ってきております。

12年度につきましては、単身用という形で年間で5戸の募集をいたしまして、77の応募がございました。倍率にいたしますと15.4倍ということになります。

また、13年につきましては、12月という途中でございますけれども、募集戸数を16に増やしまして、申込みは303件ということで、約19倍です。

これは12年、13年とも共通していえることなのですが、今回、13年につきましては、12月に駅前の第一ビルの上にあります稲穂改良住宅、これが1戸空いて募集しているということで、これも80人が申込みをされたということで、利便性が高いということで、かなり大きく倍率を引き上げている要因になっているのかなというふうには考えております。

○委員長

まとめていただきたいと思います。

○佐野委員

今、報告があったように、大変な数なのです。12月は、駅前があって、利便性が高いというので、どっと出たというのも要素としてはあるかもしれないけれども、11、12、13年、全体として単身者の入居希望がどんどん出てきているのです。しかし、それを満たすだけの住宅施策にはなっていないし、一般は高い家賃で大変だという悲鳴にも似たような声を耳にすることがあります。

同じような条件の中で、例えば、福祉部で担当している特定目的住宅の登録現状なり募集、あるいは入居なり、こういうのはどういうふうになっていますでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

特目住宅の待機者といいますか、登録していただいている方の数ですけれども、直近の12月現在で368世帯ということで押さえております。さきほど来お話がありました単身者世帯というのは、そのうち162世帯ということになってございます。

また、本年度に入りましてからの入居状況というのは、特目の空いた住宅は、本年度に入りましてからは14か所ございます。おのおの調査をさせていただいて、入居していただいております。

○佐野委員

時間だと思いますので。

市営住宅の方は、今、にわかには単身用をつくるとかなんとかということには多分ならないだろう、こういうふうに思います。できれば、これからの計画の中で、こういう入りたくても入れない、ものすごい数の人が待機している、希望を出しているということに配慮すべきだ、大変息の長い話ですけれども。

それから、特目なんかは、特に、生活困窮者とか母子家庭とか、それこそ困っていて特定目的住宅に入りたいという希望者が、これまた大変な数で待機しているという状況ですが、一般住宅と特目住宅の比率の見直しとかというのは、検討の余地があるのではないかと。今、どのぐらいの比率になっているか、わかりませんが、社会的弱者で、また、経済的に大変で、市営住宅に何とかという願いですから、住宅の特目と一般住宅の比率見直しを検討すべきだ。福祉部と建築都市部でよく話し合って、少しでも、困っている人方が入れる要件をつくってあげべきだ、いわゆる特目の戸数確保も検討すべきでないか、このように考えていますが、その辺の見解について聞いておきたい、このように思います。

そういった意味では、いずれにしても、住宅に入りたくても入れないという方がいるわけですから、近くは来年の勝納、その後のまた勝納、その後のオタモイ、こういったところに政策的に単身・高齢者向け住宅を1戸でも2戸でも計画配置をしていくということも大事な視点でないのかなと、こういうふうに思いますので、その見解も含めて、どなたかお答えしていただきたいと思います。

○建築都市部長

特に小樽市は高齢化が非常に進んでいるという状況がございます。また、社会の状況を見ますと、高齢者が独りだけの生活をするといろんな不便がある、あるいは危険が隣合せにあるというような状況もございます。

そういうことを考えますと、果たして市営住宅でそのすべてを考えるべきなのか、あるいは場合によっては民間とのうまい住分けといいますか、そんなことを考えるべきなのか、いろんな手法が多分あるだろうと思います。特に、法の公布の中で、高齢者に対する住宅というものが実は出てきておりますので、そんなものを総合的に考えていく必要があるだろう。

私どもが特に注目しておりますのは、昨年10月1日の国勢調査の状況はどういうふうに推移をしてきているのか、そして、それによってこれからどういうふうなことが推測できるのか、こういう現状認識をきちっとしなければならぬというふうに思います。

それから、当然のことながら、福祉政策部門のニーズといいますか、こんなものも的確に把握をするということの中からは、一般住宅と特目住宅の割合をどうするか、こんなことにも及んでくるのかなと思います。

もちろん、例えば、全体の住宅政策の中で、公営住宅の割合あるいは特目の割合、他都市の状況との比較の中で考えていくべき部分が出てくるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、当然のことながら、環境変化に伴って、どういうふうに考えるかということは、絶えず注目しながらいかなければいけないというふうに思っております。

○佐野委員

終わります。

○（財政）財政課長

答弁を調整してよろしいですか、申しわけありません。

さきほど、交通記念館の元利償還の中で、18年から27年まで1億5,000万程度と言いましたが、21年から27年までは1,500万から1,800万というふうになってございます。申しわけございません。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○渡部委員

◎港湾施設の安全対策について

今回の補正予算で、港湾施設管理費の安全対策についてお伺いしたいと思います。

2,000万円計上されて、質問に対する答弁では、ゲートを設置して、委託とかそういうことは別にして、管理を

市の方で行っていくと。この面で十分な管理体制がとれるのかどうか、これが1点です。

それからもう1つは、第3ふ頭と中央ふ頭にゲートがあるわけですが、それらもあわせての考え方なのか、それはそれで別なのか、その点をお聞かせください。

○（港湾）港政課長

まず最初の、この手だてで十分かというお尋ねでございますけれども、盗難車の密輸防止という観点から、今回は、岸壁により近い位置にゲート並びにガードレールをかぶせるということが主でございます。

したがって、従前のように埠頭の基部にゲートがある状況に比べまして、車両が船舶に横付けするという状況はかなり防ぐことができるのじゃないかというふうには思っておりますけれども、盗難車の密輸の観点から十分かということになりますと、正規の手続を受けた車両を正規の形で出してやるというシステムが、あわせてないことには完全とは言えないのではないかと考えてございます。

したがって、来年度に向けまして、過去の定例会でもご質問にお答えしておりますけれども、中古車の積出しの場所の指定、あわせまして、中古車の一時保管場所などについても指定いたしまして、そこで正規の通関手続をしていただくというようなことも今後考えていかなければならないかと考えてございます。

それから、第3ふ頭と中央ふ頭の関係でございますけれども、今回の2,000万の補正予算でお願いいたしておりますのは、勝納ふ頭に3基のゲートとガードレール、それから、中央ふ頭に岸壁に近い位置に5基のゲートと、その周辺のガードレールをお願いしてございます。したがって、何もなかった勝納ふ頭には一定の施設が付くと、それから、中央ふ頭は、より強化するという形で考えてございます。

第3ふ頭につきましては、現在のところ考えておりませんが、現在、基部にある3基のゲートでそのまま管理をしていくというふうに考えておりますが、今後の状況を見て、その辺は対応してまいりたいと考えております。

○渡部委員

確かに、盗難車ということからすると、部分的にゲートを張る、それはわからぬわけではありません。しかし、多いときに、ロシア船の数は何隻も入ってくる。そういうときに、バースを決める位置ということをしっかariosとしておかなければ、ゲートのないところに付けたら、夜中に、ほかの車が必然的に入り込む、そういう場面もある。

それから、錠前は、しっかりと管理できるということで持っておかなければいけません。特に、従前から、港湾管理者あるいは港湾の事業者が鍵を持って、帰るときに最終的に閉めていく。しかし、港湾関係者以外の人が現に鍵を持って入り込んでいる。これは堂々と入り込んでいる。

最近では、ロシア船が余市沖で火災を起こしている。そして船が着きました。港町ふ頭ですね。それで、混乱を避けるために、中央ふ頭の大同倉庫寄りの方のゲートをたしか閉めたはずですが、しかし、そこを開けて堂々と入ってきたのが、全く港湾には関係のない人が入ってきた。あれは何だ、やっぱり鍵はほかのところに回っているのじゃないか、これで果たして港湾なら港湾の治安は守れるのかどうか、そういうことで、現に、ほかの人方からの苦情とか訴えという面が相当出ているのです。

ですから、同じ管理をするのでも、しっかりと管理をするべきです。しかし、しっかりと管理をするといっても、港湾荷役の場所場所によっては、5時なら5時できちっと終わるのではなく、夜業をかける部分とか、いろいろ出てきますし、そういうことから見ていったときにどうなのだろうかなと、大変な問題だなというふうに見ているのですけれども、いかがですか。

○（港湾）港政課長

前段の、バースの位置を決める必要が出てくるというのは、そのとおりでございますが、船が逃げるようにほかの埠頭に回って歩くというような状況が考えられなくはないのですけれども、そういう状況をなくするためにも、一定の規則といいましょうか、システムに基づいたバースの指定ということが必要になるのかなというふうには考

えてございます。

それともう1つ、鍵の問題につきましては、私どもが一番苦慮してきたところでありまして、港湾荷役に携わっておられます業者の方からもお困りの苦情がたくさんあるのはそのとおりでございます。

ただ一方で、ゲートを管理することによって不自由を来すので、ゲートがあるのであれば、可能な限り自分たちにも鍵が欲しいという声があるのも現実でございます。ただ、こういう状況になってまいりますと、さすがにそういう状況のままでは改善ができないということで、今、逐次、個々の企業に細かくご説明をする中で、市の方の管理についてご協力をいただきたい、何かあればご連絡をさせていただいて、こちらから出向くという方法で可能な限りさせていただきたいということで協議をさせていただいております。

○渡部委員

盗難車だけで見ていきますと、港湾部も当然掌握していると思いますけれども、平成10年に、全国で盗難車の件数というのは3万 5,884台で、11年が4万 3,092台、12年が5万 6,205台、そして、検挙率は、10年が50.7%、11年が35.4%、12年が20.3%ということで、年々、台数は多くなってきている。そして検挙率が落ちていっている。それだけ、グローバルな状態の中で、綿密に盗難なら盗難の仕組みをしっかりと組み合わせた中でやっている。

ですから、芋づる式で全部検挙されるというのは、全国に何件かデータはありますけれども、そういう仕組みでない中でプロとしてやっていますので、これについて全国的に体制をとっていくというのは大変な問題であろうというふうに思っております。

日本損害保険協会によりますと、2000年度の盗難車に対する保険金の支払い総額は、何と 520億ということで出てきております。ですから、代表質問でも申し上げましたように、港湾の労働組合の方も、秩序を守るという上から、今、関係先に申出をして検討いただいておりますし、国会でも問題にしてもらって、今、取り組んでいます。徐々にそれぞれの部署における対策が出てきますので、それらを背景として小樽の組合せをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

私も、実は、13日に海上保安庁の方に出向いて、保安上にかかわる面で、軽いタッチですがけれども、話をしてきました。今度は時間をしっかりととって、小樽港を含めての治安維持の面で訴えをしていきたいと思ひますし、当然、税関にも行ってきます。あと運輸局とも行き来していますので、その面では、私でできるものはできるだけ進めていきたいというふうに思ひますので、港湾部の方もしっかりと考えていただきたい。

と同時に、防災として以前から指摘しておりました入港から出港までのしっかりとしたマニュアルを作成して、港湾のルールとしてのものをつくり上げていただきたいということで、その時点での答弁では、大枠のマニュアルはできている、吟味した上で提出したいとか、あるいは早急に関係機関とも具体的に協議を進めていきたい、というような答弁でありました。

きょうは総括でありますから、それは問いません。しっかりと進めていただいて、治安、それから防災という面で進めていただきたいというふうに思ひます。よく、あれだけの積込みで火災を起こして、小樽港に接岸したと思うのです。もし、もう少し時間が狂っていたら、祝津の前浜か漁港か高島かといったときに、それは大変な損害を被る。今までの例からしても、船主を含めて、責任というものは大方、果たしていないのです。

前の質問のときに言ったように、釧路で台湾船が座礁したときに、こつこつと行革でためたお金をそこに損害として手だてをする、そのことが残念でならないという市長の談話なのです。ですから、こういった面は、入口から、船舶保険、それから、もしかけていなければ、こういうこととか、あるいは取組上しっかりとしておくということも必要でありましょうし、今回のこうした火災については、しっかりと写真を撮って、こういう事故のなきよう、こういう雑な積込みはいけませんとかというPRも含めて、努力をお願いしたいというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○港湾部長

今、委員の方からいろいろご指摘がございましたように、私どもといたしましても、今回もそうでございますけれども、できる限りのことをやっていこうということで、そういう姿勢では取り組んでおるわけですが、さきほどありました盗難車、そして火災のこと、このほかに、港の事故としては油の流出とか、いろいろあるわけですが、これからも、関係機関等の意見も聞きながら、私どもとしてできる範囲の対策を立てながら、マニュアルといいますか、連絡体制を整えて、こういった情報を集め、秩序を何とか守るような体制づくりをしていきたい、このように思っております。

以上です。

○渡部委員

終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

休憩を予定していたので、資料を持ってきていいですか。

（「休憩すればいいでしょう、15分くらい」と呼ぶ声あり）

○委員長

それでは、ここで15分ぐらい休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

共産党。

○中島委員

◎中央通地区の土地区画整理事業について

それでは、質問いたします。

今回の補正予算に、中央通地区の土地区画整理事業が提案されています。この事業は、平成6年から開始されて、15年度完成・終了予定ですが、現在までの進ちょく状況をお知らせください。

当初予算は、事業費が113億5,000万、そのうち市の単独費が18億4,200万、こういう予定になっておりますけれども、最初の予算に比べて現在の段階でどこまで進んでいるかということをお答えください。

○（建部）市街地活性化対策室渡辺主幹

当初計画は、総事業費で113億5,000万でございまして、市単独分は18億4,200万でございます。それに対して、決算見込みといいますか、総事業費なのですが、現時点では事業を終えてございませんので、変動が見込まれますが、当初予算よりおおよそ16億円減の97億5,000万円程度と考えてございまして、うち、市単費分は1億5,800万円増の20億程度を見込んでございます。

そういった中で、平成6年の事業スタートから本年度までの事業費部分についてですが、これにつきましては、総事業費で言いますと91億8,000万円でございます、事業費ベースで言いますと、進ちょく率といたしましては94.2%でございます。また、市単費分につきましては17億4,000万円、進ちょく率といたしましては87%でございます。

○中島委員

今のお話を聞きますと、全体事業費の方は少し目減りしているけれども、市単独の方の持出し分については、プ

ラス1億5,800万です。これはどういうことでこういうことになったのか、簡単にお聞かせください。

○（建都）市街地活性化対策室渡辺主幹

あくまでも現在の見込みでございますけれども、市の単費分は、主に、電線類の地中化やファニチャー、また、ロードヒーティング設置などの経費、その他工事費などが増えたため、市単費分を上げたということでございます。

○中島委員

ロードヒーティングの導入についても途中で決まった経過がありましたけれども、ロードヒーティングの導入を含めても今の状況だということですか。これにプラスアルファで計算されるということではないのですか。

○（建都）市街地活性化対策室渡辺主幹

プラスアルファでなくて、そこの中に含んで見てございます。

○中島委員

内容的に言ったら、全体経費が落ちているのに、市の負担分が同じように落ちるのならわかるけれども、増えるというのはいささか納得できない部分があります。今日は、このことについて詳しくは質問いたしませんけれども、場所を変えて改めて聞きたいと思います。

もう1点、執行状況について質問します。

移転・移設の問題ですけれども、当初の計画では、移転・移設費として99棟を見込んでおりました。これは現在までのところで、どれぐらいの件数が移転・移設で決定しているのか。あるいは店舗として使っている棟の数も含めて、それぞれ執行状況をお知らせください。

○（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

当初、99棟ということで進められておりましたけれども、仮換地の指定に伴いまして、移転不要建物が3件増となったため、現在では96棟という形になっております。そのうち、平成13年度末見込みにおきましては、92棟が契約済みということで、進ちょく率といたしましては95.8%という形になっております。それで、再建のときに新しい町並みが形成されていっているところであります。

それで、商店の数とか、そういった形なのですけれども、それについては把握していないのですが、支障物件、移転補償の件数で申し上げますと、総数では146件、平成13年度末見込みで135件について契約済みという形になりまして、その件数に対しましては、進ちょく率といたしましては92.4%となっております。

○中島委員

あと2年ですから、かなり進んできているということは、今の数字でよくわかりました。

平成12年11月29日の市街地活性化特別委員会のときに、我が党の高階議員がこの問題で質問しております。こういう事業をやっているときに、開発事業とか土地区画整理事業で、ここに住んでいたいという地権者の方々が、いろいろ頑張ってやりたいという希望があっても、条件が合わなくて、やむなく立ち退かざるを得なくなる、そういうケースが間々あるが、そういうケースとして、この地域から地区外に移っていかざるを得なかったところが、今、お知らせいただいた棟の中あるいは件数の中で、どれぐらいあったか、もう1度お知らせください。

○（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

平成7年度から平成9年度にかけまして、減価補償金相当額による先買いを実施して、その際、地区外へ転出された件数は、権利者で23件、借家人など占有者で6件、合計29件となっております。

それらの方々につきましては、意向調査等を行った上での地区外転出という形になっております。

さらに、平成10年度以降、平成13年度まで、いわゆる移転補償に伴いまして地区外へ転出いたしました件数につきましては、権利者で6件、借家人など占有者で14件、合計20件となっております。

反面、建物の再建も順調に進んでおりまして、新規、継続も含めまして、新たに貸し店舗等で17件ほど逆に転入

されているという状況にあります。更にまた、建物に附帯いたしまして、駐車場についても2件、335台規模、そういった形で整備も進められているという状況にはなっております。

○中島委員

事業の最初の予定では、中心市街地活性化計画ということで、道営住宅を現在のところに置く、そういう予定があったというふうに聞いております。そのことについて、その後の経過はどうなっているのでしょうか。

○（建部）市街地活性化対策室乙崎主幹

中央通地区におきます公共公益施設の整備ということで、平成10年度、道営住宅を含めました複合施設について検討をしておりましたが、予定していた面積を確保できない、そういった状況から断念した経緯があります。

その土地利用については、今後、一定の方向を示せるように努力しているところであります。したがって、中央通区画整理地区内及びその付近において、いろいろ適地について検討をしていたのですが、なかなか適地が見つからないという状況から、そういった経緯になっております。

○中島委員

住宅課にお聞きしますが、この特別事業の中で予定していた道営住宅の建設は、土地の問題で難しい、そういう判断をされたと言っております。道営住宅そのものの小樽市への建設の問題については、どういう検討になっているのでしょうか。

○（建部）住宅課長

道営住宅の展開についてでございますけれども、今、言ったような形では、中央通あるいは周辺地区はなかなか厳しい、こういうような状況でございます。そういった中で、住宅課といたしましては、オール小樽的な部分といたしましての立地、こういった部分を探しまして、そういった中では、引き続き道営の展開について道に要請しているところでございます。

○中島委員

引き続き道営住宅を小樽市につくるための検討はしている、こういうお話ですよ。

12日の予算委員会で、共産党の北野議員の道営住宅建設を求める質問に対して、山田副参事は、基本的に北海道の住宅管理構想との関係では、公営住宅を建設することは極めて難しい、こういうふうに答弁しております。これはどういう話でしょうか。住宅課の方では進める計画をしている。しかし、これは難しいと。ほとんど建てないというお話でしたよ。

○企画部副参事

私がお答えしたのは、築港再開発の未利用地の活用ということで、中高層住宅用地を公営住宅にというご質問がございましたので、現在、住宅課が進めている通常の道営住宅の誘致というような観点ではなくて、もう少し別なレベルで、今の築港再開発という中で、開発者があいう状況になっているので、何とかそういった開発に道が支援できないか、そういう視点でお願いをしてきた経緯がございまして、そういう中では、現在、道営住宅について、2万2,000とか2万4,000とかと言われる管理戸数について、道の厳しい財政の中で、そのあたりを管理していく中では、新規要素としては、小樽だけ膨大に道営住宅を増やしていくという状況にない。

ですから、逆な意味で言うと、古い住宅を壊すとか市に移管するとか、そういった意味合いの中で整理をしなければという難しいいろんな問題があるので、今、要請を受けても、築港の未利用地に道営住宅を持っていくというのは極めて難しい問題なのだと、こんな意味合いで申し上げましたので、通常の道営住宅の誘致、道が考えている枠組みの外の話として、私としては、この間お答え申し上げたところでございます。

○中島委員

その答弁は違うと思います。そのときのお答えを聞いてみましたが、築港地区における利用は利用で、こ

れは無理とお答えした後で、北海道の住宅政策としての意見を述べているわけですよ。小樽市の今後の希望に対しては、道営住宅全体の管理戸数との関係で極めて難しいと。築港の場所の問題とは別個にお答えになっているのですから、そういう形で、築港の問題だけに限った発言だ、そういうふうには受け取れない内容です。私はそういうふうに聞きましたけれども、そういう意図でなくて、小樽市として道営住宅を建てる方向で積極的に対応していく予定だと、そのことについては確認していいのですか。あわせて、築港地区ではつくらない、道営住宅はできないというふうに言っているのですか。

○企画部副参事

私は、私の仕事の領域の中で、通常道営住宅の建設に絡んでの道との交渉をするという立場にございませんから、私として申し上げた趣旨としては、いわゆる未利用地の土地利用という質問の中で、道と話をしたと。道は、基本的に、住宅課長が今、ご答弁申し上げているその住宅自体は、イメージは持っていると思うのですが、それにプラスして100とか200とかということになると、全体の道営住宅の管理戸数、それから小樽市の道営住宅の設置戸数、そういった問題も含めて、全体の道営住宅の建設戸数の関係で難しい、こういうお話でしたので、そのように私が答弁したことでお聞きになったとすれば、真意としてはそういうことでございます。

○建築都市部長

道営住宅の要請といいますか、これにつきましては、さきほども中央通の関係で話をしているわけですが、中央地区にぜひとも道営住宅を建ててほしい、これは相当前から要望していた経過があります。

そういう意味で、建築都市部では、中央通が無理であれば、中心部のドーナツ化に、ある程度対処できると思いますか、そんな趣旨も含め、あるいは場合によっては、公営住宅全体の戸数が道営住宅で持っていただけならば、当然、市営住宅としては減らすことも可能になってくるかもしれない、こういうような要素から今まで継続しながら要請をしてきていた。そういう意味で、中央通の部分の考えていただいている道営住宅の建設を何とかしてほしい、こういう趣旨で要請をしているという中身でございます。

○中島委員

私が住宅管理公社に行ったときに、後志支庁の職員の皆さんが来ていまして、小樽には道営住宅を建ててもらう約束が残っているのだという話をいたしましたら、よく存じております、場所さえ決まれば、いつでも声をかけてください、このように言っていましたよ。管理戸数の関係でできないなんというお話はしていませんでした。そういう具体的なところのお話をちゃんと反映していただきたいと思います。

さきの質問の関係からいきますと、中央通地区の土地区画整理の問題ですけれども、私がした質問の中で明らかになったように、この事業をやることによって、この地域で店舗を営んでいた方や住んでいた方が撤退している、こういう事実があるわけです。実際には49件の方が出ていますし、棟としても31棟減っている。こういう形が実際にはあって、中央通において、小樽の駅前に広い道路をつくって、中心街の活性化だというお話をしていましたけれども、内容的には、それに伴う中身になっていないという問題があるのです。

本年6年で人口は15万244人ですから、1万近い人口減になっています。都通りの店舗数は、平成9年から比べて78から71に減っています。梁川通りの店舗数も56から48で、これは平成6年の記録がなかったので、平成9年でお知らせいただきました。

ご存じのとおり、マイカルが立ち上がり2年半で事実上の倒産をし、中心商店街、小樽市内のいろんな商店の方々に大きな影響が出ています。2年たって中央通に大きな道路ができたときに、当初の事業目的というのは、どんなふうな形になるのか、改めて事業目的をお知らせください。

○（建都）市街地活性化対策室長

今の中島委員のご指摘ですけれども、確かに移転をして出られた方がいる、これについては、さきほど主幹から申し上げましたように、一定の権利者もいるといった中で、具体的には、住宅についても、区域内では15戸程度、

近隣も含めると全体で 107戸ほど住宅は増えているのだらうというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っています。

一方、目的と効果でございますけれども、この事業そのものは、中心市街地活性化の核的事業という位置づけをしています。それは1つとして経済効果でございます。それは再建に係る費用でございますけれども、あくまでも推定値で出しますと、建物再建にかかわった経費としては40億ほどで、更に、公共投資は、北海道の工事費を見ますと約14億ほどであります。そのほかに、委託料とか、そういったもの全体で56億ほどの経済効果があるだろうと。これは再建だけの話ですから、それ以外のもろもろのことを考えますと、大きな経済的な影響があるというふうに思っています。

我々は、今後、ハード整備に事業費を積みめますけれども、一番大事なのは、完成後にどう使うかという部分、ソフトの部分だろうと思います。それは正に目的であった回遊性を高めるという点では、住民の方々、市民の方々などが知恵を絞ってどう活用するかという部分のきっかけになるだろうと思っていますので、事業としても達成できるだろうというふうに考えてございます。

○中島委員

ハードの部分は 100億以上のお金をかけて整理して、ソフトはこれからどう使うかとおっしゃいますけれども、この間に、人口減、景気の低迷など大変な事態が進行しているわけです。駅前の道路だけ立派に広がったからといって、経済の活性化、そして、おっしゃるような中心街の活性化になっていくかどうか。私は、これ以上のお金は使わないべきだ、こういうところにお金を費やす中身ではないだろうということで、このお話をさせていただきました。

◎福祉除雪について

次に、福祉除雪について質問いたします。

資料を提出していただきましたから、皆さんのところにも、福祉除雪について、始まって以来の資料が届いていると思います。これを見ますと、登録世帯数が出ていまして、実際に利用した世帯数が書かれております。登録世帯数の割には実際に利用している方が少ない、このように思いますけれども、これはどういう理由からでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

登録世帯に対して利用の世帯が少ないということでございますけれども、原則としまして、雪が降る前に登録をしております。そのときの雪の降り方によっては必要がなかった、あるいは、近所の人、知人、親戚の人がやってくれたというふうに考えております。

また、積もらないうちに、毎日少しずつ健康のためにやった方もおられるのではないかとというふうに考えております。

○中島委員

1回も利用していない数というのはわかりますか。登録はしているけれども、1回も利用していない実態というのは、例えば平成12年度でよろしいですけれども、どのくらいあったのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

1回も利用していない方は、12年度で申し上げますと、登録が 483世帯ありまして、うち約60%の 306世帯が未利用ということになっております。

○中島委員

6割方、利用していないという中身ですね。登録世帯というのはどういう方々が対象になっているわけですか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

12年度で申し上げますと、独り暮らしの老人世帯が 318世帯あります。老人夫婦の世帯、それと老人と児童の世

帯、これを合わせますけれども、87世帯あります。それと、母子及び寡婦の世帯が52世帯、それから、身体障害者の世帯が26世帯、計 483世帯ということに登録数はなっております。

○中島委員

聞いたところ、非常に大変な方々ばかりだと思うのですが、この利用回数を見たら、1年に1回から、多くても2回ぐらいの利用状況です。普通、私たちの生活でも、年間通して雪が降って、1回か2回の除雪で済むとは思われないのですけれども、これで除雪サービスという目的が達成されているとお考えでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室長

福祉除雪の関係でございますけれども、そもそも、今、お話ししたような世帯を対象にしまして、ボランティアから始まった事業でございます。これは、等しく雪が降りますので、一般的には、自分のところで降った雪は、市民等しく処理をしていかなければならないわけですが、条件として、今言ったような世帯、あるいは、その中でも、業者を頼みますと非常に負担感が大きい、こういう世帯を対象にして始めたボランティアで、どちらかといいますと、除雪をどんとするというよりも、一般の生活をする上で支障がないように、出る道を市道まで確保する、あるいは屋根に相当雪が積もって危険な状態、こういうものを防止していこうということで始まったわけです。

そういう中で、ボランティアだけではなかなか難しいということで、スタートして15年ほど経過した中で、私ども市の方も、残りを業者でやっていこうということで、平成4年から、市の方がそれらの費用を全額負担して始めてきてございます。

雪の降り方で、その年によっていろいろ変わってまいります、危険防止あるいは日常生活に支障のない形で確保するということは、できているのではないかとこのように考えております。

○委員長

中島委員、10分経過いたしました。

○中島委員

質問に答えていただいていませんね。この回数で適正かどうかということを伺いたくて聞いています。

○（福祉）高齢社会対策室長

今、言いましたとおり、当然、危険な状態ですとか、そこへ通路で行けない場合には、私どもはすぐやるようにしておりますので、そういう中での回数かなというふうに思っております。ですから、2回の場合もありますし、3回の場合もあるかと思います。除排雪の必要のないところ、必要のあるところ、いろんな条件があらうかと思っておりますので、そういう部分では、当然、危険な状態ですとか、そういうものが出来れば、私どももそういう手だてをする、こういうことで進めております。

○中島委員

この予算、決算を見ますと、補正予算をかなり組みながらやっていて、決算に見合う予算になっていないのではないか、そういうふうに思うのですけれども、とりわけ、平成7年から8年にかけて、213世帯、433回利用していたところが、8年には、109世帯、178回と大幅に減少しています。雪の降り方が2分の1になったのか。これは、予算が大変だから余り利用するなど、こういう指導をしているのではないですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

予算がなくなれば、当然、私どもは補正を組んだり、補正で間に合わない場合には流用をさせていただいています。

それで、過去の経緯の中で、業者が1業者で機動力が少ない間に天気がよくなったりして、雪が屋根から落ちて大丈夫になったとかというケースも一部にございまして、少し機動力を増やそうということで、実は2業者にし、そして、昨年から3業者に増やしながらかつていて、大体500万を当初につけながら進め

てございますので、今のところ妥当ではないかというふうに考えております。500万を超えているのは、今、言ったような状況の中で、当然、私どもは手当てをしているということでございます。

○福祉部長

ただいま、平成7年度と8年度を比較されましたけれども、委員もご存じのとおり、平成8年1月7日でしたでしょうか、大変な雪が降った年度でございまして、そういうものと直ちに比較されるのもいかなものかなと思います。

○中島委員

雪は自然のものですから、多い少ないはありますけれども、こんなにいきなり少なくなること自体、正常な経過には見えないということを数字が物語っていると私は言っているのです。

実際に、この事業は社協が主体としてやっていまして、ここには民生委員の方が参加して、状況を見ながらお手伝いをしています。この民生委員の方々に頼みにくい、こういう意見もないわけではありません。

そういう点では、福祉除雪サービスを利用する方々が登録していても利用できていない実態、これをきちっと調べる必要があると思うのです。何が問題なのか、利用したくてもできないのか、十分なのか。当然、私は十分と思いませんから、今の方法を含めて、あとは民生委員の方々がそれぞれの地域で担当するわけですが、どんな指導を受けて、どういう基準でやるように言われているのか。そういうことを指導、学習、研修する場というのはあるのですか。

○（福祉）社会福祉課長

民生委員の協議会の事務局を担当させていただいている立場でお答えいたします。

この除雪サービスにつきましては、毎年9月ころの正副会長会の中で、除雪サービスを担当の方が見えまして、直接、事業の内容を改めて説明すると。そして、地域について詳しいですから、除雪サービスが必要であろう方々の世帯のリストを、雪が降る前にあらかじめ欲しいということで、リストをいただいております。そして、雪が降った時点で、現場を確認しながら、民生委員を経由した中でサービスが行われる、こういった段取りになっております。

○中島委員

民生委員法という法律に基づきますと、民生委員協議会というものを設置しなければならないことになっていて、ここにおいて、民生委員の方々の職務に関する必要な意見を聞く、あるいは研修をするということが第24条に記されています。こういうような民生委員協議会というものが小樽市できちっと機能しているのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

委員が今、おっしゃったような規定になっておりまして、今、言いました除雪サービスの内容、こういったことを含めて、民生委員に課せられたといいますか、お願いされた業務について、それぞれの方の説明なり事務局の担当者から説明したり協議したりという勉強会は、逐次行っておりまして、小樽市は16地区ございますけれども、正副会長から、それぞれの三百数十名の民生委員の方々にその情報をお知らせするというところでやっている状況です。

○中島委員

質問を終わりますが、協議会として、こういう事業に携わっている民生委員の方々の研修、教育、あるいは、こういう方法でやっていくかという意味統一も含めて、平等に皆さんに情報が伝わるようにする責務があると思うのです。その点については充実させる、あるいは、形骸化した中身でやっている実態の改善を求めていると思います。

国保の質問をする予定でしたが、時間の関係で常任委員会に回します。

○古沢委員

◎入札・契約適正化法及び建退協について

残された時間、1点は入札・契約適正化法の関連、それと建退協の問題について、今議会も議論を継続させていただきたいと思います。

その前に、建築と福祉の部長答弁ですけれども、道営住宅について、正確に言ってくださいよ。事業主体の変更をしたのは、オタモイの道営住宅分で128戸で、中央通の土地区画整理事業であなた方が考えていたのは約40戸じゃないですか。その差だって、山田副参事の答弁で言えば、八十数戸、90戸分くらいはまだ浮きあるのです。これが1つです。

それから、7年から8年、2分の1以下に下がった。とある日、大雪が降ったということ、そういう答弁はやめてください。それじゃ、7年から8年の除雪費は2分の1以下に減らしたのですか。もっと誠意を持って答えてください。

それじゃ、入札・契約の適正化法のことに入りますが、適正化法の主な組立て、趣旨は、1つは情報の公表だと思います。それから、施工体制の適正化、3つは不正行為の防止、更には適正化指針の作成を求める、こういう内容の法律が今年度から施行された適正化法だととらえておりますが、そういう理解でよろしいですか。

○（財政）契約管財課長

公共工事入札・契約適正化法の考え方ですけれども、基本的には、そのような内容になると考えております。

○古沢委員

私は、この適正化法には二面性があると思います。1つは、公共事業に付き物とされている、昨今社会を騒がしている談合などの排除の問題、それから、契約の適正化に向けて前進面を持つ、こういう一面です。

もう1つは、大手の建設業者が、何十億という仕事以外に地方にまでおりてきて、数億、数千万という事業にまで入ってきているとも、昨今、言われているわけです。こういった点で、市場性や競争性を促進させれという主張から、地元業者の優遇をやめさせるということです。我々は地元優先と言っていますが、一般競争入札でどんどんどんどん自由競争をさせれということで、地元の中小企業のとうたへ誘導するという危険性の側面も、もう一方含んでいる法律だと、私は受け止めているのですが、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

法が施行されたことによりまして、議員のお考えのとおり、二面性もあるとは思いますが、国、道などにおきましては、確かに一般競争が高まるということも考えられますけれども、地方などの指名競争入札などにおきましては、地元業者がすぐに排除されるというような大きな変化は今のところはないというふうに考えております。

○古沢委員

この法律施行に向けて国会で議論された際に、衆参両院で附帯決議が行われています。特に注目したいのは参議院における附帯決議ですが、その6項目目と7項目目をちょっと確認したいので、お示してください。

○（財政）契約管財課長

附帯決議の6項目目につきましては、「不良業者を排除し、技術と経営にすぐれた企業の育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮する」ということと、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」。7項目目につきましては、「施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の契約関係の適正化、透明化に努めること」ということになっております。

○古沢委員

これはあくまで附帯決議ですから、いわば法的拘束力は持たないのですが、国にしても、各地方自治体にしても、尊重事項ですね。ぜひ守ってほしい事項です。これにぜひ注目したいというふうに思います。

それで、具体的に、これまで、適正化法、公契約法と言った方がいいのでしょうか、この法律の施行後、小樽市

としてどういう整備をしていくのか。

あわせて、建退協の問題を議論してきました。これの適正活用に向けての検討を進めていただきたいということを議論し、要望してきましたが、現在検討されている状況について、例えば、発注工事に関する事務取扱要綱みたいなものを定める予定でおります、検討していますというふうに、姿形が見えるようにご報告ください。

○（財政）契約管財課長

適正化法及び国の適正化指針に基づきまして、市としても、今年の6月から、庁内におきまして適正化実施検討会議及びワーキンググループで実施細目について検討を重ねてまいりました。現在のところ、ワーキングでの実施要綱案が作成されたところでありまして、今後、各設計担当課や契約担当課に原案を下ろして、さらに検討を重ねることになります。

現段階での要綱案の主な項目といたしましては、年間発注見通しの公表に関するもの、次に、入札・契約にかかわる情報の公表とその苦情処理手続に関するもの、その次には、工事現場における施工体制の点検、それと工事成績評価に関するものです。

そのほか、建退協につきましては、この制度の普及と適正な履行を確保していただくための事務処理上の要綱について、ただいま検討しております。

○古沢委員

実施すべき時期の問題ですが、2定のときには、ぜひ3定をめどに、平成13年10月1日に期待しますというふうに市長をお願いをしたのですが、既に10月は過ぎました。年が明けて4月1日を目途にするというふうに受け止めておいてよろしいのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

実施時期につきましては、実施するに当たりまして、区切りのよい、来年、14年4月をめどに実施できるよう努めております。

○古沢委員

そこで、最後にまとめですが、引き続き検討、煮詰めがされていくのだと思いますけれども、何点かについて要望若しくは提案をしたいと思います。

1つは、何といっても地域の建設業の振興の問題です。

従来、小樽市が進めてきたいわば開発型といいますか、大型事業、こういった事業から、より一層市民の生活に密着した事業に転換していく、こういう方向性をはっきり打ち出すことだと思うのです。

同時に、地元中小建設業者へ、分離・分割発注などをさらに一層高めることによって優先的に発注していく、地元の建設業界を守っていくという立場を、はっきり打ち出すことが必要だと思います。さきほどの二面性の問題と関連します。この点について、まず第1点としていかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

市の工事の発注につきましては、地元業者で対応できない港湾関係などの工事以外につきましては、今までも地元業者に優先的に発注しておりまして、今後も同様な方向で発注していく考えであります。

○古沢委員

市民生活密着型に転換するということは答えづらいですか。

○財政部長

公共事業の取組につきましては、これまでも再三、市長答弁等でお答えしていますけれども、その時々々の必要性に応じた中で展開してきているというのが基本でございます。お話のありました地元密着なり生活中心というのは、当然、そういう方向で今後も進めていくつもりであります。

○古沢委員

当然のこととして進めていくということですね。

2つ目です。ダンピング受注の排除の問題です。

この法律施行に当たって、予定価格について、小樽市では既に試行を含めて公表しております。あわせて、積算内訳ですが、この法では義務化していないのです。努力義務というふうに位置づけられていて、必ずしも国や地方自治体はこれを公表しなければいけないというふうにはしていないのですが、努力義務であるというふうには言っています。予定価格が公表される、あわせて積算内訳についても公表するというのが1つです。

さらには、ダンピング受注の排除ですから、最低制限価格制度の導入について検討を加えるという点ではいかがですか。

○（財政）契約管財課長

積算内訳につきましては、国、道なども現在実施しているということもありますので、小樽市におきましても、どのようにできるか、その方法につきましては、今後、検討していきたいと思います。

最低制限価格制度につきましては、今のところ、実態として小樽市ではダンピングということがありませんので、今後そういうことが危惧されるときには検討が必要かなというふうに考えております。

○古沢委員

あと3つありますので、お願いします。

3つ目ですが、附帯決議の6項目目に関連しますけれども、建設労働者の賃金、労働条件の適切な確保の問題です。

実は、これは頭を悩ませているのですが、かつての3省協定労務単価、現在の2省協定労務単価ですけれども、これがすなわち地域に発注したときの現場の労働者のイコール賃金ではないというのが、国なり地方自治体の考え方だと思うのです。積算の根拠ではあっても、イコール賃金ではないというふうになっていると思いますが、現場調査をしますと、余りにもかけ離れているという状況が一方であります。

そこで、1つは、こういう方法で提案です。

市の発注工事における現場に携わる建設労働者の賃金等については、市内における同業職種の標準的賃金を最低限下回らせないということの歯止めをかけることです。大工であれば市内の標準的な賃金は幾らだ、一般作業員であれば幾らだ、こういう賃金を現実には下回っている、そうやって雇用されている建設労働者が山ほどいます。ですから、そういったものについて、発注者側の責任として、自分たちが発注した工事に携わる建設労働者の賃金について監視をする、そういういわば1つのセーフティーネットというのでしょうか、そういうものを発注責任者として果たすということが1つです。

そのために、賃金や労働条件や安全対策など、こういったものに対して、小樽市域における客観的な基準づくりを目指してはどうか。どうやって目指すか。市が勝手に目指されませんから、市、建設業界の代表、建設労働者等の代表の3者によって、開かれた形の中でそういう基準を作成して、それを行政としてきちっと最低限守らせていくという取組にぜひ入っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○財政部長

今の賃金の決定は大変難しいと思います。現状は、委員もご承知のように、いろんな賃金の支払いの内容になっていると思います。工事の内容なり、雇用している労働者の技術力の問題であるとか、会社の経営体力の問題であるとか、そういう中で決定されていっていると思いますので、それを、第三者機関も含めて客観的に市が主導的に決めていくということは、大変難しいと思いますし、また、それを決めても、実効性というものがどこまでなされていくかということについてもちょっと疑問もありますので、その辺はこれからの研究課題にさせていただきたいと思います。

○古沢委員

関連してお知らせしておきますと、前回、前々回の議論の中で、帯広方式、函館方式というふうなことを挙げて話しましたが、函館では、これは新聞報道されていることなので、ご承知かと思うのですが、市内の建設労働者の賃金等の条件問題について、市と、そういう労働者で組織する労働組合との間で協議をするというところまで、今、レベルアップしているのです。

中には、そういうものについて、半ば公的に、市の発注工事における建設労働者の賃金等の条件について、一定のものがつくられていかないだろうかという作業に着手する、そういう機運も出来上がってきつつあるというふうに言われているのです。ですから、財政部長が今おっしゃられたように、ぜひその方向性について努力をいただきたいと思います。

4つ目ですが、建退協の適正活用の問題です。

何とんでも、建退協の証紙の貼付確認が確実になされるかどうかということが1つの決め手だと思います。

そこで、市発注工事に関して言えば、1つは、民間の工事における建退協の証紙の貼付状況というのは、これはこれで大きな問題なのです。しかし、今は市発注の工事に関してですが、工事の完成届けの際に、元請の責任において、下請を含めた建退協の証紙の労働者別の貼付実績を確認するシステムが確立されなければ、半分、絵にかいたもちになってしまいます。これまでの実態調査でもはっきりしています。こういった方向で、4月1日に向けての検討は、さきほどの答弁で、およそされているなというふうに感じたのですが、念のため伺います。

○（財政）契約管財課長

財政作成中の要綱には、建退協のはりつけた実績書というものを提出してもらう方向で考えておりますので、今後、元請、下請それぞれに、どういうふうにはられているかという実績書を出してもらうという方向でやっていきたいと思っています。

○古沢委員

最後になります。

市側の問題です。執行する側の体制整備の問題です。

これを適正に進めていくとすれば、心配な点が1つあります。発注部署の職員が足りるかどうかという問題です。増員が必要になるのではないかと。特に、施工管理業務を充実させるために外に出ていかなければいけないという職員が増えてくるだろうと思うのです。技術系の職員の拡大、これらも図っていかなければいけないのではないかと。これはおまえに言われるまでもない、大きなお世話だというのであれば、そういうふうに答弁をいただければいいのですが、ちょっと心配ですから、念のため、最後にお答えください。

○財政部長

今、委員からの議論もありましたけれども、要綱を作成中ということで、それが確定して、どのように実施するか、その過程の中で、確かに事務量が増えることは予想されます。ですけれども、その要綱を的確に実施していく中でどのような対応になっていくか、そういう時点で判断をしてまいりたいと思います。

○古沢委員

終わります

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

◎小樽商工信用組合について

まず初めに、市長も出席されておりますので、市長にお伺いします。

このことは3定でも質問しております。小樽商工信用組合についてのことでございますが、代表質問もさせてい

いただきました。7月18日に、小樽市長と小樽商工会議所会頭名で、事業譲渡先は小樽信用金庫が最善とする要望書を提出しました。このことで質問させていただきましたが、改めてお聞きをいたしますけれども、この要望書に込められました期待といたしますか、効果といたしますか、これは何だったのですか、改めて聞きたいと思います。

○市長

実は、今日の3時に記者会見をやりまして、営業譲渡の契約がなされるというふうに、朝、鎌田部長の方からお聞きしまして、正式に商工信組が小樽信金に営業譲渡されるというふうになっております。

当初からお話ししているように、1つは、早く受皿機関を決めないと金融に対して不安があるだろうということ、小樽信金としては、地元を熟知しているので、今後、企業の皆さん方もより安心するだろうというような観点から、商工会議所と協議の上、小樽信金に要請した、こういうことです。

○前田委員

そういう具体的なお話もございました。どういう答弁になるか、気をつけていたのですが、そういうことが発表されたということで、また、もうちょっと変わっていきます。

そういったことで、要望の中身と、発表されたというのは、僕は話を聞いていませんので、わかりませんが、その辺は整合性がとれているのか、一致しているのか、あるいは乖離しているのか、この辺はどうなのか、具体的に計画がわかったら。経済部かな。

○経済部長

要望の中身といたしましては、小樽商工信組の場合には、取引先が中小企業や零細企業がかなり多いところでもありますので、取引先についてはできるだけ多く引き受けていただきたい。それと、店舗職員についても可能な限り受けていただきたいというのが要望の本旨でございます。

それにつきまして、今日3時から、譲渡契約後の記者会見を、今、やられていると思いますけれども、この時点の私たちとしては、記者会見の中身なり譲渡契約の中身というものを押さえておりませんので、その3点についてどこまで決めているか、どういう中身になっているのかということについては承知しておりませんので、子細は、今、申し上げられる段階ではございません。

○前田委員

その3点について7月18日に出されて、実現に向けてどのような努力をされてきましたか。

○経済部長

それに当たって、事務方でも向こうの方々とお話もしてきております。直近で申し上げますと、10月17日、基本合意に達する直前の段階で、市長が信金の理事長にお会いをいたしております。そういう中で、今、申し上げた3つの要望事項について、市長の方からは、地元企業を守って育成する立場で、信組として英断を持って対応していただきたいといったようなことを申し上げた経過もありますし、先週ですけれども、6日の木曜日、このときも市長が理事長にお会いをいたしまして、その中でも、要望の経過もありますし、信金としての社会的使命というものもありますので、こういうことを十分踏まえた上で、可能な限りの対応をしていただきたいということを再度強く要請しております。

そういう話合いの中でも、金融整理管財人との関係もありますし、金融庁との関係もありまして、この3点について、どういうふうにするという具体的な方向性については、なかなか向こうも言いにくいという状況がございまして、正直申し上げまして、正確にその段階で方向性について把握するに至っていなかったというふうなことです。

○前田委員

今の部長の答弁の中で、10月ですか、市長が理事長と会っているというような答弁がございましたけれども、市長にお伺いします。

その際に、市長は具体的に要望書に沿ったことをお願いしたのだらうと思いますけれども、そのとき、何か数字とか、そういうものは出てこなかったのですか。

○市長

理事長さんは商工会議所の会頭という立場でもありまして、地域経済のことについては十分心配しておりましたので、できるだけ努力はしたいというような話はしておりました。

○前田委員

現時点では、発表を聞いていないから、詳しいことはわからないということによろしいですね。つかんでいないということ。

○経済部長

そのとおりです。

○前田委員

今日、発表があるというのに、今のような部長の答弁というのはちょっといかがなものかなと思うのですけれども、どうなのですか。それで本当にいいのですか、そんな言葉の短い答弁で。

○経済部長

私たちとしても、最終的な譲渡に至るまでの間、できるだけ早く手順を進めてほしいということもありまして、常に関心を持って、向こうサイドと事務的に情報交換のような形でいろんなことをお尋ねしてきていることは、事実でございます。そういう中で、向こうとしては、公にするというのですか、譲渡契約を現実に結んだ結果として、どういうふうなことになるのかということについては、1つの節目として公の場で明らかにするということでございますから、事前にその内容について我々の方に教えていただけないという状況にはなっていない。その情報を収集することを今までしてこなかった、あるいは努力をしてこなかったということではございませんので、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

○前田委員

ところで、商工信組の支店というのは、小樽を含めて何店あって、市内には何店あるのですか。

○経済部長

全部で12店舗ありまして、小樽市内は7店舗、札幌が2店舗、後志管内が3店舗です。

○前田委員

小樽市内は7店舗ということですね。この要望書の中身は、当然、小樽市内の7店舗のことについての中身が込められているのだらうと思います。そういったことで、この職員数というのは100人前後かな、ちょっと伺います。

○（経済）中小企業センター所長

破たん時点の発表では、常勤役職員は107人と聞いてございます。

○前田委員

私たちが漏れ聞いているところでは、この107人について、この発表はどのような中身になっているか、わかりませんけれども、再就職というか、再雇用されるに当たって、採用試験があるやにも聞いているのです。当然、採用するのでしたら、採用試験があるのでしょうか。その結果いかんによっては、何店舗が発表になっているのか知りませんが、ゼロ回答もあり得るだらうし、優秀な人は来ていただくということもあるでしょうし、この辺のことについて何か聞いていることはありますか。

○経済部長

流れとして、商工信組が現実に破たんしたわけですから、譲渡契約を結び、譲渡をすることによって必然的に職員はいったん解雇になります。ですから、解雇された後の職員について小樽信金がもしも雇用するとすれば、新規採用といいますか、そういうことになるでしょうから、そういう過程で手法として試験というものもあり得るとい

うふうに考えております。

○前田委員

ほかにも質問がありますので、このことばかり言って時間をとるわけにはいきませんが、要望書を出したということが大きな事実になって、漏れ聞くとところによると、他の金融機関も水面化では接触していたやにも聞いていますが、それで引いてしまったというようなことも僕は聞いているのです。

そういったことで、雇用とか職場の確保といったものが、この発表の中身でどのようにうたわれているか、発表されているのか、これは我々としては大変な関心事なのです。そういったことで、市長名で出された要望書に沿った内容で発表されてくれば、それにこしたことはありませんけれども、どのようになっているのか、小樽市内の店舗が7店舗あるとするならば、1店舗もなくなったとか、あるいは1店舗であったとかというようなことになったのであれば、要望書というのは何だったのだということにならざるを得ないと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○市長

確かに、要望書を出しまして、今課題になっています3点について再三再四にわたって理事長にお願いしたという経過がございますが、どういうことで今日、発表になっているか、今、職員が行って記者会見を聞いているのですけれども、結果を見なければわかりません。結果を見てからどう判断するか、思いどおりにいったのか、いっていないのかという問題もありますし、理事長と話したときには、営業譲渡というのは非常に難しい、苦勞しているということは本当にしみじみ言っていましたので、相当苦勞された結果が今日、発表されているのだろうというふうには思います。

○前田委員

そういったことで、この質問はやめますけれども、職員も解雇されれば、そういうことになるだろうし、そこと取引している事業者、そういった方も同じような目に遭わぬとも限らない。そういったことで、いろんな手法を含めて、いろいろと手だてはされておりますけれども、今後ますます、この発表いかんによっては何らかの方法を考えていただきたいと、このように思います。

◎除排雪体制について

次に移ります。

土木部の方へ質問をさせていただきます。

今年も12月14日になりまして、この時期としては雪が降らない降らないと言っていたのですけれども、この時期としては大変多い雪が急に降ってしまって、小樽より、隣接しているところが大変なようでございますが、除排雪のシステム変更といったことで、今年から行われているようです。これに伴うメリットが相当強調されておりましたけれども、このメリットは時間がたって発揮されているのか、どうなっているのか。また、システムの変更によるデメリットとして、何か苦情なんかが寄せられているのであれば、お聞かせください。

○（土木）土木事業所長

今年の冬から、今まで細分化されておりました除雪、排雪、急坂除雪対策、これらを地域を担う協同企業体に一括してやっていただくということでスタートしたところでございます。

そのメリットの部分から言えば、効率のいい除排雪をやることによって市民サービスの向上を図ることが最大のメリットでございますけれども、今、スタートしたばかりということで、その辺がどのような結果になるかというのは、まだ具体的には出てくる状況ではございません。

また、デメリットの部分といいますか、市民から多く寄せられておりました不安という部分では、今年の冬からステーションに市の職員が張りついていないということで、その対応等についても市民から非常に危惧されておりましたけれども、今のところ、ステーションには職員がいなくて業者の方が対応しているということでございます

が、その点に対する苦情は寄せられていないという状況でございます。

○前田委員

◎ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティングの関係をお聞きます。

広報おたる11月号を見ますと、ロードヒーティングが 216か所敷設されていると書かれておりました。このロードヒーティングは円滑に活用されておりますか。

○（土木）関野主幹

今年のロードヒーティングにつきましては、11月1日から全地域で使えるような状態にいたしまして、現在使っております。

○前田委員

それで、平成11年の改選後、小樽市議会に寄せられているロードヒーティングに関する陳情・請願、こういったものは現在何本になっていますか。

○（土木）関野主幹

本議会に対して提出されています陳情・請願についてですけれども、建設常任委員会に付託されているものですが、件数としましては14件でございます。路線でいくと、請願の中に複数で、来ているものがありますから、路線としては16になります。

○前田委員

そのほかに直接寄せられているというものもあるのですか。

○（土木）関野主幹

そのほかに、市長への手紙、除雪懇談会、又は市長と語る会など、更に、いろんな機会の中で、直接、市の方にかなりの数が来ております。

○前田委員

よく新聞なんかにも出ていますけれども、地域懇談会なんかを対象にしたこういったところで、冬の除雪のとかかりといいますか、9月、10月になると懇談会を催されて、地域の皆さんと、除雪とかという問題についてお話をする機会があると思いますけれども、こういった中で、ロードヒーティングについてはどのような質問がされているのでしょうか。

○（土木）関野主幹

除雪の懇談会を例年やっているのですけれども、その中で、住民の方からのロードヒーティングの設置要望で多いのは、生活路線というのですか、皆さんの住んでいるところ、地先のところの要望が非常に多いというのが現状でございます。

その中で、市の方では、ロードヒーティングというのは路面管理の1つの手法なのですけれども、基本的には、ロードヒーティングというのは、今までも答弁しましたように、維持管理費が非常にかかるということで、なかなか積極的に整備することができないということがございまして、その中で、ロードヒーティングに代わる手法、これはいろいろありまして、主には砂まきとか砂箱の設置です。特に、生活路線といいますか、交通量が非常に少ないところでございまして、そういうところについては、砂箱の設置とか砂まきを主として対応を考えてやっております。

○前田委員

ということは、今の答弁のような説明をしているということなのですね。それで納得されているのですか、その提出されている方は。

○（土木）関野主幹

ロードヒーティングの設置要望につきましては、納得というか、一応そういうことで説明しておりまして、そういうことでご説明した形で終わっているというか、住民の方についてはそれで終わっております。

○前田委員

言わんとすることは、私も2期目ですけども、1期目のときには2期計画があって、進んでいたのでしょうか、それにしても、異常と言うぐらい陳情・請願といったものが多いのかなと思います。その背景には、地域懇談会といったものの説明がどのようにされているのかなと。出席されている方は納得して帰っておられるのかなというようなことなのです。その点は、今、時間がないから、聞返しはしません。

それで、小樽市のロードヒーティングに対する今後の考え方というのはどうなっているのか。何か、きちっとした考え方について、どなたが聞いてもなるほどというようなものがあるのかなと思います。

○（土木）関野主幹

ヒーティングについては、電気代とか維持管理、そういうお金が非常にかかるということで、そういう説明をして皆さんに納得してもらっているということです。

今の質問なのですけれども、今後の考え方なのですが、基本的には、今、ロードヒーティングをしているものについては、延長にして12.7キロほどしてありまして、昭和60年代までにロードヒーティングをしているものについても1.8キロぐらいございます。そういう古いものについては、当然、施設なものですから、更新についても考えていかなければならないと考えておりますので、今後は、当然、ロードヒーティングの古いものについての更新を主として、財政の負担を考えながら整備していく、その中で必要最小限の新規路線をやっていけるものについてはやっていきたいと思います。

○前田委員

よく聞こえなかったけれども、中長期的なものも混ぜて考える必要があるということなのですか。どうなのですか。

○土木部長

今、主幹の方からお答えしましたように、多くの団体、市民から要望が来ています。そんな中で、前田委員がおっしゃる当面の手当てなり長期的な手当てのことについてなのですけれども、除雪費全体がここ3年ぐらいで11億くらいという推移をしています。

これを更に上乗せするというのは、現行でも3割という状況ですから、これを超えるのは難しいという中で、私どもとしては、例えば、来年どうするかということについて言いますと、具体の路線名については、商大通、稲穂小学校の前の通りですね、学校の関係、坂の関係、交通量の関係、そういったことでやろうということなのですが、今、お話ししたように、交通量の関係、公共施設との関係の路線の重要度、あとは安全性という部分、その3つの部分の大きな要素の中で、整理をしていこうということで検討しています。その中で、今の商大通ないしは同一の路線が当面整備を必要とする路線かなということで考えています。

その後の整備については、今の財政事情のこともありますけれども、一方、議会の場ではないのですが、あった話と研究機関から出ている話で、スパイクタイヤを一部の特定のある業種といいますか、何かにスパイクタイヤを認めるみたいなことでの、スタッドレスによるつるつるを解消するという技術的な研究をされているとか、凍結防止剤についても、長時間効果を発揮できるようなものの開発もされている、そこらの推移を見て中長期的な計画を検討していくことになるのかなと思っています。

○前田委員

それで、ちょっと進みますけれども、先日の新聞にも札幌市のロードヒーティングの考え方と道の考え方が食い違って、温度差があるような部分もありました。そういうことで、言わんとすることは、さきほども言いましたけれども、陳情が十四、五本、来ているというようなことで、時がたつと流れてしまうといいますか、そういう

こともあるわけで、議会としても、上がってきたものについて何らかの答えを出してあげなければならないというのですが、継続ということで流れてきている。住民というか、市民から見て、議会というものについていろいろ不信感も出てくると思うのです。

そういったことで、地域懇談会そのものについて、地域住民、市民によく説明をして、ロードヒーティングのことについてはこうなのだと、そういったことで、説明が不十分とは言いませんけれども、もっともっと努力することによって、陳情を抑えとかうんぬんということではないのですが、行政の仕事といいますか、胸のうちは苦しい、こういったものが市民にわかってもらえるのではないかなと思ったので、この質問をさせていただきました。それで、この質問は終わります。

関連して、来年度予算も考えているところだろうし、防雪事業というものがたしかあって、ロードヒーティングなんか、こういうものに関連しての補助金の申請、これに伴う庁内の議論というものがあろうかと思います。こういって、お話しできる範囲で結構ですけども、お聞かせをいただきたいなと思います。

○（土木）関野主幹

平成14年度、来年度の国の防雪事業における開発予算の要望につきましては、今、市道高商通線1本を申請しております。具体的に言いますと、稲穂小学校の横通りというのですか、旧丸山外科前のところの道路で、上り坂になるのですけれども、道路勾配で9%ぐらいあるのですが、そのところの上り坂の部分のロードヒーティングを要望しております。

○前田委員

その1件ということなのですか。それが議論されているということなのですね。

ロードヒーティングについては、これで終わります。

◎臨時市道整備について

それで、今4定に補正予算で臨時市道整備がゼロ市債で1億円が予算計上されております。これについての中身、使われ方を説明してください。

また、このほかにも何かご説明できるものがあれば、付け加えて説明してください。これで終わります。

○（土木）土木事業所長

ゼロ市債の関係でございますけれども、ゼロ市債の路線の部分といたしましては、継続事業を中心として、雪解けの早期に着手できる場所であるとか、用地問題がないとか、緊急度が高い、そういう路線をゼロ市債の路線として選定をしております。今考えておりますのは、9路線を一応、ノミネートしてございます。

路線名で言いますと、継続事業で、塩谷線、龍宮北線、堺学校北通線、東通線、桜町本通線、桜14号線、新規路線で、浄応寺横通線、仲見世南小路線、桂岡3号幹線、以上9路線を選定して、早期発注をしていきたいというふうに考えてございます。

○前田委員

あとはないのですね。あとご説明いただけるようなものが今回の補正予算にかかわって何かあれば。

もうないのだというのであれば、これで質問を終わります。

○松本（光）委員

◎商工信組について

済みません。時間でございますけれども、商工信組について1点だけ要望させていただきたいと思います。

きょう1時に事業譲渡の契約がありました。3時に記者会見がありました。その記者会見によりますと、半数は引き継がれない、12店舗のうち6店舗は引き継がれないということ、再雇用はほとんど見込みが立たないという感じなようでございます。6店舗というと、倶知安、岩内、余市、これは信金の支店がありませんから競合しない。

あと、札幌2店舗というと、小樽市内は1店舗かなというわさがありましたけれども、大体そんなような感じにならざるを得ないのではないかなというような気もいたします。

そういうことでありますと、事業譲渡が3月4日の予定です。3月1日に全員解雇です。3月1日からは身分保障されないということになりますので、あと3か月ありますが、引継ぎ店舗の拡大、再雇用の増、これを引き続き小樽市としても強く働きかけていっていただきたいということを一言要望して、終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時5分

再開 午後4時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

中島、古沢両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第1号に対する修正案の提案趣旨説明を行います。

修正案は、我が党が反対している国直轄の小樽港縦貫線整備事業と中央通地区土地区画整理事業をやめて、市債と財政調整基金からの繰入れを減らすものです。

また、一般市民向けに、暮らしの緊急資金と、中小業者向けに駆け込み緊急資金の貸付金制度を創設するもので、年末・年度末一括返済とし、金利は無利子とします。

今年10月現在で、小樽市内の企業倒産は19件で、仕事をなくしてほうり出された人は181人で、大変深刻な年末を迎えます。

修正案の内容は、家計消費のマイナスが続く中、今、必要なことは、厳しい市財政から大型道路工事に予算を使うのではなく、かつてない不況の中で苦しんでいる市民と業者への支援策で市民の家計を温め、消費を高めることで経済を回復して財政を立て直す一歩にするものです。

各会派の皆さんの賛成をお願いして、提案といたします。

○委員長

これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

共産党。

○古沢委員

詳しくは本会議でまた討論する機会を持たざるを得ないでしょうから、簡潔に討論をしたいと思います。

ただいま提案されました我が党の議案第1号に関する修正案には賛成であります。議案第1号、第3号、第9号ないし第21号、第24号には反対であります。

まず、議案第1号及び第3号であります。

提案趣旨でも述べておりますように、中央通区画整理事業、縦貫線整備事業については、我が党は、無駄で過剰な公共事業だとして、その凍結と見直しを求めてきました。中央通区画整理事業では、報告があったように、これまで、総事業費で91億円、市費負担分で17億円が投入されています。この先、更に2億5,000万円ほどの投入見込みだそうであります。

縦貫線整備事業も、また、直轄と補助分を合わせますと、総事業費が約91億円、うち市の負担分が32億円であります。今なお、港湾における交通の円滑化を図るとした、この事業は継続中であります。

今議会予算特別委員会においても、他会派の委員の方から、例えば、ふれあい入浴事業や救急車の増車配置、こ

これらの要望が出されておりました。ふれあい入浴事業については年間予算で 200万円弱であります。高齢者の皆さんに大変喜ばれる事業ですから、当然、我が党も大賛成であります。しかし、これが実現できない理由は財政事情であります。

市財政再建に向けても、市民要求実現に向けても、地元の経済、商店街などに目を向けた予算の執行、市政の転換こそ、今、急務であります。

議案第24号は、職員給与条例の一部改正条例案ですが、期末手当を0.05月分削減するものであり、差引き実損額 3,660万円であります。この3年間で、手当は実に0.55月分の削減で、驚いたことに30年前の水準に逆戻りであります。こうした職員給与費の削減は、地域の経済に深刻な影響を及ぼすことも言うまでもありません。第24号には賛成できません。

第9号ないし第21号は、いずれも職員給与費関係の削減補正であり、賛成できません。

我が党提案の第1号に関する修正案は、第1に、市財政の借金を膨らませる大型事業は中止・見直しをすること、第2に、不況の中で苦しんでいる市民、中小業者に対して緊急に年末の資金繰り支援策を講じることであります。第3は、市財政再建に向けての財政調整基金の取崩しを圧縮することです。

開発型大型事業の中止をする、大胆な見直しをする、これによって市民要求を実現させていく、こうした我が党の修正案に対して各委員の賛同をお願いして、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、第9号ないし第21号、第24号について一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、いずれも可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。

これも、副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ出席理事者の皆様のご協力によるものと心から感謝いたしております。

意を十分に尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としてのごあいさつとさせていただきます。大変にありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会といたします。